

総務企画委員会記録

<第1号>

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）閉会中

令和8年4月15日（水曜日）

沖縄県議会

総 務 企 画 委 員 会 記 録＜第 1 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 4 月 15 日 水曜日

開 会 午前10時 1 分

散 会 午後 3 時48分

場 所

第 7 委員会室

議 題

1 辺野古沖の船転覆事故について（所管事務調査）

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	高 橋 真
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	島 尻 忠 明
委 員	呉 屋 宏
委 員	島 袋 大
委 員	幸 喜 愛
委 員	玉 城 健一郎
委 員	大 田 守
委 員	仲宗根 悟
委 員	渡久地 修
委 員	当 山 勝 利

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知事公室長	多良間 一 弘
危機管理課長	古 堅 宗一朗
消防防災対策課長	喜屋武 豊
辺野古新基地建設問題対策課長	出 井 航
平和・地域外交推進課長	照 屋 真 子
農林水産部漁港漁場課長	兼 次 孝 彰
文化観光スポーツ部観光政策統括監	大 城 清 剛
文化観光スポーツ部観光政策課長	小 浜 守 善
文化観光スポーツ部観光振興課長	親富祖 英 二
教育庁教育指導統括監	崎 間 恒 哉
教育庁県立学校教育課長	屋 良 淳
警察本部警備部参事官警備第一課長事務取扱	前 堂 也 寸志

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてに係る辺野古沖の船転覆事故についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長の出席を求めています。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

多良間一弘知事公室長。

○多良間一弘知事公室長 辺野古沖の船転覆事故に関する概要について、新たな情報も含め、改めて御説明いたします。通知しました辺野古沖の船転覆事故に関する概要を御覧ください。

令和8年3月16日午前10時10分頃、名護市辺野古沖の海上において、研修旅行（平和学習）で来沖していた同志社国際高等学校の生徒らが乗船していた

不屈と平和丸の2隻の船が転覆し、乗船者21名全員が海に投げ出される事故が発生しました。

第十一管区海上保安本部、名護市消防本部等によれば、平和丸に乗船していた12名及び不屈に乗船していた9名、計21名の全員が救助・搬送され、14名の負傷、不屈船長と高校生の2名の死亡が確認されたとのことです。

第十一管区海上保安本部によれば、現在、業務上過失往来危険、業務上過失致死傷、さらに海上運送法違反も視野に捜査中とのことです。

また、沖縄総合事務局によれば、海上運送法では、旅客定員12名以下の船で人を運送する事業は、有償でも無償でも内航一般不定期航路事業の登録が必要ですが、平和丸と不屈の2隻は未登録であったとのことです。沖縄県内における海上運送法の許認可事務を担う沖縄総合事務局において、運航団体等の関係者への事実関係の確認など運航実態の把握を進めているとのことです。

次に、運輸安全委員会によれば、事故当日の3月16日に調査を開始し、これまでに船体の確認、関係者の口述聴取等を実施したとのことです。引き続き、調査・分析を進め、調査報告書を作成し公表するとのことです。

最後に、同志社国際高等学校によれば、1980年の創立時から修学旅行として沖縄を訪れ、平和学習を実施し、辺野古に向かうコースは2015年に設け、2023年から乗船を開始したとのことです。今回の研修旅行では、同校の2年生約270名が、3月14日から17日までの3泊4日の研修旅行で来沖していたとのことです。今回の事故を受けまして、第三者による特別調査委員会を立ち上げ、安全管理体制を抜本的に見直すとのことです。報道等でもありましたが、同校では、3月17日に記者会見を、24日、25日には保護者説明会を実施し、28日に学校法人同志社に第三者による特別調査委員会を設置したとのことです。

辺野古沖の船転覆事故に関する概要説明は以上となります。

次に県の主な対応について御説明します。通知しました辺野古沖の船転覆情報に係る県の主な対応についてを御覧ください。この資料は、3月19日の総務企画委員会後に、委員の皆様にお配りした資料を更新したものになります。4ページ目の下線部分が更新した箇所になりますが、改めて主な箇所をかいつまんで御説明します。

令和8年3月16日の午前10時37分に名護市消防本部から電話にて第1報を消防防災対策課にて受けまして、直ちに災害情報連絡室を設置し、情報収集に当たりました。その後、資料記載のとおり、名護市消防本部や第十一管区海上保安本部から情報提供を断続的に受け、12時15分には現地に職員を派遣いた

しました。同日13時には、知事、副知事も参加する形で危機管理連絡会議を開催し、全庁的に情報共有を行い、引き続き、情報収集を行うことを確認しました。

翌3月17日、第十一管区海上保安本部からの情報が最終報となったことから、3月18日には、国土交通省運輸安全委員会や第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局運輸部に対して、引き続きの情報共有など連携を確認したところです。

また、同日、同志社国際高等学校の西田校長から面談のお話があり、その日のうちに知事が対応したところです。面談の内容については、3月25日に各委員の皆様へ配付いたしました辺野古沖の船転覆情報に係る知事面談要旨のとおりになっております。

3月30日には、沖縄県修学旅行推進協議会を臨時で開催し、事故の情報共有や注意喚起、意見交換を行ったところです。協議状況につきましては、後ほど、文化観光スポーツ部から御説明いたします。

翌3月31日には、第十一管区海上保安本部の沖縄県名護市辺野古沖転覆海難対策本部の廃止に合わせて、県の災害情報連絡室も廃止したところです。

4月9日には、同月7日の文部科学省からの通知と併せて、市町村教育委員会教育長、公立幼稚園長、小・中・高等学校長、特別支援学校長、教育事務所長及び私立小学校・中学校・高等学校の設置者宛てに学校における校外活動の安全確保の徹底等について通知を発出したところです。

県としましては、引き続き、情報収集に努め、県としてできる対応を検討してまいります。

では、引き続き、御要望のありました沖縄県修学旅行推進協議会の協議状況について、文化観光スポーツ部から説明いたします。

○大城清剛観光政策統括監 3月30日に臨時で開催いたしました沖縄県修学旅行推進協議会の意見交換の内容について御説明いたします。協議会の設置につきましては、お配りした資料の沖縄県修学旅行推進協議会設置要綱を御覧ください。

まず、沖縄県修学旅行推進協議会の設置目的といたしまして、沖縄への修学旅行が本県観光振興に果たす役割の重要性に鑑み、県内関係者が緊密に連携し、沖縄への修学旅行をさらに発展させるために設置しております。

協議会は、県及び沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）のほか、宿泊事業者、交通事業者、旅行事業者、ガイド、マリンレジャー事業者、離島地域観光協会等で構成し、沖縄への修学旅行の推進に関する各種施策の課題と

その対応策について協議を行っております。

今回の事故の発生を受けて、同協議会を3月30日に臨時で開催し、現時点で把握できている事実関係、課題等の共有及び各関係事業者との安全管理における意見交換を実施いたしました。

委員からは、旅行会社において、マリンレジャーなどを実施する際の事前の安全管理に関する確認が必要であること、学校の個別手配の場合、旅行会社を通してプログラムに関するチェック体制の構築が大切であること、また、実施する体験プログラムの安全管理体制がどうなっているのか、学校側にも確認を促す必要があることなどの意見があり、今後も、沖縄修学旅行における安全管理体制や受入体制の再点検を、関係機関等と連携して進めていくこと等を確認したところです。

文化観光スポーツ部からは以上です。

県の主な対応に関する説明は以上となります。

今回の大変痛ましい事故について、お亡くなりになったお二人の御冥福をお祈り申し上げます。

また、おけがをされた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復を祈念しております。

○西銘啓史郎委員長 知事公室長等の説明は終わりました。

これより、辺野古沖の船転覆事故についてに対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 よろしくお願ひします。私のほうからは、安全管理と過去事例も含めて、様々質問したいと思ひます。今回のこの抗議船の安全管理や航行の危険性について、県としてこれまで問題意識を持っていたのかをお聞きたいと思ひます。

○古堅宗一郎危機管理課長 海上運送法に関する事業登録につきましては、沖縄県内における海上運送法の許認可事務を担っています沖縄総合事務局運輸部において適切に管理・運営されているものと認識しております。

現在、沖縄総合事務局では、運航団体等の関係者への事実関係の確認など、運航実態の把握を進めているということでもありますので、県におきましては引

き続き情報の共有等について求めているところです。

○徳田将仁委員 僕が質問したのは、今回のことではなくて、これまで問題意識を持っていたのか、いなかったのかという質問です。

○古堅宗一郎危機管理課長 事故の関係ではなくて、抗議船のこれまでのということではございますけれども、これにつきましても、海上での活動が、法律との関係で、どこに違反しているのか、何かが欠けているのかということも含めて、今調査をしているという認識です。これまで問題があったのかどうかということについては、残念ながら把握をしていないという答えになります。

以上です。

○徳田将仁委員 県としては、これまで問題意識は持っていなかったということでしょうか。

○古堅宗一郎危機管理課長 どのような運航実態があったのかということも含めて、明らかになったことについてだとは思いますが、特段何か問題があるというような情報が国の機関等から寄せられていなかったために、把握はしていなかった、問題意識を持つことができていなかったということになるかと思います。

以上です。

○徳田将仁委員 僕が今質問しているのは、今までテレビでも、こういった衝突がありましたとか、そういった報道はなされているわけですよ。それもありながら、県はこの海域を管理する立場でいながら、それまで問題意識を持っていなかったのかという質問です。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 抗議活動が、そういった海上で行われていたということは、承知しておりますけれども、実際その実態がどのようなものであったかというところまで、細々、その一つ一つは把握しておりません。

ただ、委員おっしゃるように、そういう衝突があつたりとかということは、報道により承知しているところです。

○徳田将仁委員 だから、それをなぜ問題意識を持たなかったのかという。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 抗議活動につきましては、法令を遵守し、安全・安心に行われるということが、前提にしてもらう必要があるかと思っております。その上で、実際どのような実態で行われているかということまでについては、我々、把握しておりませんということをお答えさせていただきました。

以上です。

○徳田将仁委員 今から関連して質問もありますので。ただ、今、安心・安全の下で行われているところだけは、少しおかしいのかなと思います。それが行われなかったから、今回の事故が起きているわけですから。そこは少し、皆さんも考えて、発言したほうがいいと思います。

次の質問に移ります。事故当時ですけれど、波浪注意報が出ていた状況であり、海保からの注意喚起もあったと思いますが、このような状況下で、海上活動が行われたことについて、県としてどのように受け止めているのかをお伺いしたいと思います。

○喜屋武豊消防防災対策課長 お答えします。

事故発生時において、名護市に波浪注意報が発表されていたことは承知しております。波浪注意報が発表されている状況下において、船舶の運航者は、海上での活動について十分な安全管理と慎重な判断が求められるものと認識しております。本件事故については、現在、第十一管区海上保安本部及び国の運輸安全委員会による事故原因等の調査が進められているところであり、県として見解を示すことは困難であると考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 今回のこの事故だけではなく確認したいんですけれど、これまで、この抗議船というものは、波浪注意報が出ている状況でも出航とか活動していた事実はあるのか、県は把握していますか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 抗議活動につきましては、先ほど御答弁差し上げたとおりですが、安全・安心確保の上、法令遵守して行われる必要があるというような認識を持っております。その上で、その団体が、どのような抗議活動を行っていたかというところまでは、我々把握していないという状況です。

○徳田将仁委員 名護市さんとの連携というのはどのようなになっているかお聞きしたいんですが、県としては県には、こういう状況、情報は上がってこなかったという認識を持っているということではよろしいですか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 抗議活動については、どのようなものかということが、こちらのほうに情報として上がってくるということはございません。

○徳田将仁委員 だとすれば、その体制自体がまず問題なんではないんですか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 抗議活動につきましては、その抗議活動をやれることを理由として、県が、活動主体や、その実態というものを調査する、そういった権限といいますか、根拠法令もございませんので、そういうところについては、把握できていないという状況でございます。

○徳田将仁委員 では、県としての認識としては、この抗議活動というのは、安全に行われている活動だという認識を持っていたということではよろしいですか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 県としましては、どのような立場や考え方による活動であっても、法令を遵守し、安全・安心を考えながら行われるということが重要であるというふうに認識しております。その上で、仮に法令等に抵触するような行為があった場合については、その当該法令に基づき、それを所管する機関によって、適切な調査、あるいは指導等が行われるべきものと考えております。

○徳田将仁委員 先ほど、この話をしたときに、僕、メディアでも、さんざんこういった抗議船で衝突事故があったとかというところ、安全ではないという報道は、県民皆が分かるんですよ。それでも、あなたたちは、安心・安全に行われていたと言えるんですか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 全体としてどうかということ——抗議活動の一つ一つを我々の情報として把握しているわけではなくて、抗議活動

については、先ほど申し上げたとおり、安全・安心を考えながら、法令遵守して行われるべきだというふうに考えているということを申し上げております。

○徳田将仁委員 さっきから同じ答弁していますけれど、その危機意識のなさが今回の事故を生んだと思いますよ。

次の質問に移りたいと思います。抗議活動は、海上での活動や工事船への接近など危険性が指摘されてきましたが、この未成年者の修学旅行生を、そのような活動に参加させることについて、安全管理の観点から問題があると考えないのか伺いたいと思います。

○親富祖英二観光振興課長 まず今回の事故なんですけれども、第十一管区海上保安本部の発表によりますと、今回の事故において、抗議活動は実施していないというふうにされております。

その上で、修学旅行についてですが、この旅行においては、実地で話を聞くこと、体験することというのは、重要な意義があるとされております。今回も学校として、その教育効果に鑑み、実施されたものと考えております。

修学旅行は、通常は旅行会社を通して手配されることが一般的になっております。今回の場合は、船の乗船については旅行会社を通しての手配ではなくて、学校と船長との間で行われたと聞いております。

今回の事故について、私ども文化観光スポーツ部として、修学旅行の課題だと思っているのが、この学校が直接手配を行うケースがあること、それが、安全管理の面ですとか、実施内容などについて、把握できていなかったということを課題と感じております。

このためもありまして、県としては、旅行会社等も構成員となっている沖縄県修学旅行推進協議会を3月30日に臨時で開催しまして、この情報を共有し、安全・安心な修学旅行を確立するために、今回の課題、取り得るべき対策について協議したところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 修学旅行生が、そのような船に乗って、安全管理の観点から問題があるのかどうかだけを聞いています。

○親富祖英二観光振興課長 今回の乗船については、事前に情報把握しておらず、安全管理が行き届いているかというところは、把握できていないと思っております。それが、まず課題だなど思っておりまして、今後のこの安全を確保

するために、どのようなことができるのかというところを、関係者を含めて、今後、安心して来ていただけるような沖縄観光、修学旅行になるように、対策を考えて検討しているところでございます。

○徳田将仁委員 お聞きしますけれど、結果として、この子たちは抗議活動を行っていないと今おっしゃっていましたが、結果として、この子たちは、抗議船と分からずに乗船しました。そして、今それを言うんだったら、抗議活動という基準とは何ですか。教えてください。抗議船に乗って出ているわけですよ。抗議活動には参加していませんと言っているんですけど、抗議活動の基準を教えてください。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 抗議活動の定義は、それぞれの主観による部分もあるのかなと思っております。

○徳田将仁委員 ではなんで今、抗議活動ではないと言い切れたんですか。教えてください。

○親富祖英二観光振興課長 今、私が抗議活動はないと申し上げたのは、答弁でも申し上げたんですけど、第十一管区海上保安本部の発表において、抗議活動は行っていないという発表があったことを用いたものでございます。

○徳田将仁委員 また質問に戻るんですけど、安全管理の観点から問題はないのかと僕が質問しました。そして、事前にその情報がなかったため、安全なのかどうか分かりませんでしたと言いました。今となっては、この結果、事故が起きたとして、安全管理の面から問題はあったんですか、なかったんですか。

○親富祖英二観光振興課長 今回の事故については、冒頭でも公室長、統括監からありましたが、痛ましい事故で、あってはならないものと考えてございます。

その上で、今御質問のありました問題があったのかどうかというところですが、広い意味で今調査中ではございまして、第十一管区海上保安本部等において調査をされているところですので、確たることは申し上げにくいんですが、こういった事故が起きたということは、私ども把握できなかったということについては、何らかの問題があったかもしれないというところを問題意識として

持っていて、同じような修学旅行を催行している旅行会社や体験事業者も含めて、こういったことが問題であったのか、取り得る行動は何かということについて議論しているところであります。

以上です。

○徳田将仁委員 それをもって、県としてヘリ基地反対協議会の責任について、どう考えますか。

○親富祖英二観光振興課長 修学旅行の場合は、基本的に旅行会社を通して手配されることが一般的になっております。その場合になりますと、旅行会社が旅行業法に基づいて、行程を管理する責任がありますので、当然、お金も頂いて安全・安心な旅行をするためのいろいろな配慮や安全確認を行います。また、修学旅行を行う事業者においても、それぞれの法令に基づいて安全管理マニュアルを作りまして、それに基づいて旅行会社と連携することで安全確保の体制が図られるものとなっております。

ただ、今回の場合は、それが抜け落ちていたといいますか、旅行会社とではなく、学校と船長との間での直接の手配であったということがありました。今回の事故を受けて、こういった場合のところを私ども、把握できなかったことについて課題を感じておりまして、それを今対策を取っております。

ヘリ基地反対協議会の責任という質問でございますが、関係機関において調査が行われている中ですので、現時点で県としてお答えすることは難しいと考えております。

○徳田将仁委員 ヘリ基地反対協議会の責任の部分については、今は回答は差し控えたいというような感じで受け取りましたが、ただ、少なくともヘリ基地反対協議会に対して安全管理の観点から問題があったのではないかという評価はできると思うんですね。この関係団体に対して今後どう向き合っていくのか、その点もお聞かせください。

○古堅宗一郎危機管理課長 修学旅行中でなくて、この団体の通常のことも含めてということだと思います。

我々としては、このようなシチュエーションでこういう事故が起こったということについて、それ以外の場合でも当然、安全運航・安全管理をしっかりとやっていただくということを前提で、動いていただくということが大前提だと考えております。今回、ヘリ基地反対協議会が運航していたということなのです。

で、必要に応じてといいますか、今は自粛しているとのことなのですが、しっかりと安全管理をして船の運航等をしてくださいということを申し上げていくという考えでございます。

○徳田将仁委員 先ほどから安全に抗議活動が行われているとおっしゃっているんですけど、どのような確認をして安全と思って許可を出しているのか——許可は出していないと思うんですけど、何をもってさっきから安心・安全でやっていたと言っているんですか。

○古堅宗一郎危機管理課長 先ほど辺野古新基地問題対策課長からもありましたが、これまでの抗議活動の一つ一つについて把握しているわけではないという答弁をさせていただいておりますが、今回このようなシチュエーションでこういう事故が起こっていますので、少なくとも、海上保安庁なり沖縄総合事務局、運輸安全委員会、この辺の調査結果が出て、こういうところが原因であった、理由であった、安全運航に何か支障があったというようなことが判明した場合には、当然それをしっかり改善していただく、履行していただくということが国のほうから指導なりなんなり、対応があると思うんですが、県としても、それに準ずる形で、基本的には県には権限がありませんので、あれをすべき、これをこうすべきということは、国に準ずる形にはなると思うんですが、少なくとも県も同じ考えで呼びかけをするなり、情報の共有、提供するということは必要だと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 つまり安心・安全で行われていたであろうという認識しているということですね。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 先ほど申し上げたのは、抗議活動については、安全・安心に行われるべきであるというふうに考えているということ発言させていただきました。当然、その安全・安心かどうかというものは実施する主体がしっかり自ら確認してやるべきですし、それが、仮に、法令を逸脱しているとか、そういう事実があるのであれば、それは、その法令を所管している機関等により必要な調査、指導がなされるものだというふうに考えているということです。

○徳田将仁委員 だから皆さん先ほどから言っているのは、安心・安全で行わ

れていたというのは、把握はしてはいないんですよね、結局。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 そういった抗議活動の一つ一つについて、どのようなものかというのは、それを調査する法令等もございませんし、我々のほうでは、把握もしていなかったということでございます。

○徳田将仁委員 次の質問に移りたいと思います。2014年10月に名護市汀間漁港で発生した死亡事故について、県は事故の発生及び経過を把握しているかどうかを伺いたいと思います。

○喜屋武豊消防防災対策課長 2014年10月19日に、名護市汀間漁港で発生した水難事案については、当時新聞報道があったことを把握しておりました。当時の新聞報道によると、同日午前10時ごろ、海上保安官が、岸壁上に放置された携帯電話、靴を発見し、ゴムボートで海上付近を搜索したところ、約50メートル沖に浮いている人を発見。ドクターヘリが本島北部の病院に搬送したが、約50分後に死亡が確認されたとのことでした。

以上です。

○徳田将仁委員 この事故ですけれど、辺野古海上活動に関連する船舶が流されたことを契機に発生したとされているんですけれど、県として当時どのような事実関係の確認を行ったのかお聞かせください。

○喜屋武豊消防防災対策課長 県においては、新聞報道により事実を確認したところです。改めて、海上保安本部に事実確認したところ、海上保安本部が、岸壁上に放置された、携帯電話、靴を発見したという、先ほど申し上げた搜索の事実を確認しました。そして、漁港西側400メートル付近に浮いている意識不明者を発見、ヘリコプターにより本島北部の病院に搬送したが、50分後に死亡が確認されたという事実を確認しております。

以上です。

○徳田将仁委員 事実確認はされたということですね。この亡くなられた方ですけれど、この方も同協議会の船長であったという事実確認はされていますか。

○喜屋武豊消防防災対策課長 いえ、その方の身元というか、所属されていた

ことは把握しておりません。

○徳田将仁委員 辺野古海域周辺の漁港ですけれど、活動船の出港拠点として利用されてきたと、いろいろな報道あるんですけれど、港湾管理とか安全管理の観点から、県はどのような抗議船の出港状況を把握しているのか教えてください。

○兼次孝彰漁港漁場課長 汀間漁港は名護市管理の漁港であり、その管理は名護市が行うこととなっております。当時の状況等含めてですね、資料等はないため確認できておりませんが、通常ですね、漁港管理等に関する状況などを県に報告する義務はございませんが、市町村管理漁港においても、そういった事件・事故が発生した際には、漁港管理者との情報共有や、必要に応じて現地確認をするなどの情報収集に努めているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 情報収集に努めているというところですけど、そのときは、今回も含めてですけど、名護市との連携は取れているのかと、先ほど質問したんですけど、では連携は取れているということによろしいんですね。

○兼次孝彰漁港漁場課長 今回の案件に関しても、そういった報道がなされた際には、名護市から情報収集するような対応は取っております。

○徳田将仁委員 僕がずっと言っているのは、この安全管理の観点で、名護市との連携はなかなかずっと取れていないし、事故が起こったときには取れる。でも、その事故の内容は確認をしていない。この抗議船の船長は亡くなったということも知らない。だから、そういった県の姿勢について問題があると思うんですけれど、この見て見ぬふりをしてきたという認識でしか僕は捉えられないんですね。県民もそう思います。その姿勢について、お聞きしたいんですけど、そういった姿勢を続けていくこと自体が、今回の問題につながったと思うんですけれど、県として認識どう思いますか。

○喜屋武豊消防防災対策課長 同海域において、海上活動に伴う事故が繰り返されているという状況について、県はどのように認識しているかについてですが、今回の事故を受けて、同海域では、地形的要因や季節風等による海上活動に伴う事故リスクがあることは有識者等から指摘されていることは承知してお

ります。この海域で活動する場合には、気象状況等を踏まえた十分な運航基準の検討と適切な判断が求められると考えます。現在、海上保安庁及び運輸安全委員会による捜査・調査が進められている最中でありますので、県としてはその結果を踏まえた上で具体的な対応策を講じていくこととなりますが、現時点で、関係部局において可能な対応を検討、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 先ほど私が質問したのは、これまで有識者が危険な海域だという話がありましたよね。また、様々な衝突事故もある、そして2014年に人が亡くなっている。今回もお亡くなりになった。テレビの報道でもこういった現場は大変だ、危険だというのをやっている。それにも関わらず名護市と連携もせずに安全かどうかを確認しにも行かない。その姿勢についてどう思うかという質問なんですよ。そこら辺答えてください。

○喜屋武豊消防防災対策課長 海上における船舶の安全運行については、海上運送法に基づき、国土交通省及び沖縄総合事務局が届出の受理、登録、安全管理規定に関する指導等について所管しております。また、海上に起きる災害予防については、海上保安庁法に基づき、海上保安庁が漁客等の海上運送の従事者に対する監督や船舶交通の安全確保等に関する業務を所管しております。

以上のことから、県として注意喚起、指導は行っておりませんが、現時点で調査中の捜査・調査が判明した場合は、県として、できることを関係部局と検討し実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 違った聞き方をしてみたいと思うんですけど、そういった事故が起きた場合とか、こういった衝突事故も、死亡事故も起きている中で、名護市との連携とも含めてですよ、今、僕が県の姿勢を示してください、その姿勢が悪いのではないかと話をしたんですけど、その中で、この担当部局は、どの部局、どの課で、そして誰がこれを判断するのか教えてください。

○喜屋武豊消防防災対策課長 県としましては、今回のような事故・事案が起きた場合は、災害に該当する案件なのか、危機事案に関するものなのか、取りあえず情報収集に努めて、危機管理体制の下、情報共有いたします。今回のように、国の所管の海上の事故・事案の場合は、その捜査結果を待って、県がで

きる法令とか、権限とかですね、そういうのを所管する部署と情報共有して、県の取組を実際に検討し、実施していくことになろうかと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 ちょっと意味が分からないんですけど。1つ例を挙げて、この事故が繰り返していますよ。どの課が対応して、どの課がこの現地調査しに行ったりして、例えば課長が判断するとか、そういったところを教えてくださいと言っているんです。

○喜屋武豊消防防災対策課長 発生後、情報収集に当たるのは知事公室の危機管理課、もしくは消防防災対策課で、現地なり関係者に情報収集します。その後、県の部局に担当する課があればそこにつないで、県の対応を実施していくことになろうかと思います。

誰が判断するかということですが、対策本部、もしくは危機管理体制の下では、まずは知事公室長が役職を兼ねていますが、危機管理監に判断をしていただいてその部署、部局長にその情報を共有し、対応をしていくということになろうかと思います。

○徳田将仁委員 今回の事故を受けて、危機管理監も含めて担当部局は現地調査に行きましたか。

○古堅宗一郎危機管理課長 今回の事故が発生した3月16日に、一報を受けて直後に消防防災対策課と危機管理課の職員が現地に行って情報収集に努めたところです。

○徳田将仁委員 それまでの間にそのような行動を行ったことはありますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、危機管理課長より答弁訂正の申出があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
古堅宗一郎危機管理課長。

○古堅宗一郎危機管理課長 今回の事故におきましては県の担当である消防防

災対策課の職員と、関係する課として辺野古新基地建設問題対策課の職員が、現地を訪れて情報収集に当たったところです。

以上です。

訂正しおわびいたします。

○喜屋武豊消防防災対策課長 2014年の事故を受けて、県は事実を確認をしたことがあるかについてお答えします。2014年の水難事故については海上保安庁において事件・事故として取り扱っておりませんでした。沖縄県としては、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没などは、災害対策基本法に位置づけられており、それに対する体制を整えるところですが、今回のように水難事案として扱われているものについては、特段の対応を行っておりませんでしたし、今後行うことはないと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 今2014年の事故の話なので。海上活動における安全確保について、県として関係団体に注意喚起や、指導を行った事実がありますか。

○喜屋武豊消防防災対策課長 県では、県警察本部、第十一管区海上保安本部、沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄マリンレジャーセイフティビューローなどと連携し、ライフジャケットの着用や、海浜における注意喚起等により水難事故防止の取組を推進しております。ちなみに、この取組は平成15年に沖縄県水難事故防止推進協議会を設置し、県警本部のほうで取りまとめを行い、県、海保等、関係団体と連携して取組を進めているところであります。

以上です。

○徳田将仁委員 分かりやすく質問しましょうね。2014年にこの関係団体の船長が亡くなりました。そのときに関係団体に注意喚起、安全にしてくださいね、そういった指導とか行った事実はあるのかという質問です。

○喜屋武豊消防防災対策課長 お答えします。

多数の遭難者を伴う船舶の沈没等であれば、災害対策基本法に基づく災害として扱って対応いたしますが、水難事故一つ一つに対して特段の対応は行っておりません。2014年の件も含めて行っておりません。

以上です。

○徳田将仁委員 その判断は、どなた、どの課が行ったんですか。

○喜屋武豊消防防災対策課長 危機管理監、知事公室であります。
以上です。

○徳田将仁委員 県としてですけど、今回の辺野古沖の転覆事故を含めて、先ほどから様々な議論をしているんですけど、同海域において、海上活動に伴う事故が繰り返されている状況について、どのように認識していますか。

○喜屋武豊消防防災対策課長 今回の事故を受けて、同海域では地形的要因や季節風等による海上活動に伴う事故リスクがあることが、有識者等から指摘されていることは承知しております。この海域で活動する場合には、気象状況等踏まえた十分な運航基準の検討と、適切な判断が求められていると考えます。現在、海上保安庁及び、運輸安全委員会による捜査、調査が進められている最中ですので、県としてはその結果を踏まえた上で、具体的な対応策を講じていくこととなりますが、現時点では関係部局において可能な対応、検討を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 その点も踏まえてですけど、この港湾、海域における安全管理の観点ですけど、そこから関係者に対する安全対策や指導の必要性について、どのように考えていますか。

○喜屋武豊消防防災対策課長 一部繰り返しになって申し訳ないですけども、お答えします。

海上における船舶の安全運行については、船舶の運行安全や、海上保安庁法に基づく、事業登録の審査、指導監督については、国の機関である内閣府沖縄県総合事務局及び海上保安庁の所管事項となっております。

海上保安庁及び運輸安全委員会による現在の捜査、調査が進められている最中ですので、県としてはその結果を踏まえた上で、具体的な対応策を講じていくことになろうと思いますが、現時点で関係部局において可能な対応を検討実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 今おっしゃったのが、海上保安庁だったり、様々な調査が出たときに、私たちは指導していきますという話だと思うんですけど、どういった指導が行われるんですか。

○喜屋武豊消防防災対策課長 今、指導というのは、法律的な根拠のあるところしかできないと思うんですけども、そこで指摘された改善命令ですとか、何かしらの指導が行われると思いますので、それに伴い県ができることを、所管している部署が、もしかしたら、啓蒙活動ですとか、看板の設置ですとか、そういうところで、先ほど言った水難救助の協議会がありますので、そういうところの啓発活動ですとか、そういうものを利用して取り組んでいくことになるかと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 次の質問に移りたいと思います。今回の転覆事故ですけれども、抗議活動による海上活動の危険性を改めて示したものであると思います。

このような状況の中で、修学旅行生が抗議活動の現場周辺を訪れることについて、安全管理の観点から、県として問題意識を持っているのであれば、学校や旅行会社に対し、注意喚起や指導を行う考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○親富祖英二観光振興課長 修学旅行の関係は私のほうから説明させていただきます。

修学旅行を含めました教育旅行では、先ほども説明したんですけど、現地に行って、実地で話を聞いたり、体験するということは、非常に重要な意義があると言われておりまして、今回も学校として教育効果に鑑み実施されているものだと思慮しております。

ただ、今回の場合ですけれども、辺野古の現場を訪れることというそのものが問題ということではなくて、修学旅行の行程において安全管理の体制が確保されなかったということが問題であると考えております。

このため安全管理がなかった、できなかったところを、どのようにしたらよいのかということで、今後、再発防止に向けて取組を進めております。例えば今回事故原因の調査が関係機関によって行われていて、その調査の状況等も踏まえてですが、修学旅行における修学旅行推進協議会とか、分科会とか、そういう話合いの場がございますので、こちらは通常1年に何回か決まっておりますが、臨時的に適宜開催いたしまして、観光関係事業者、特に修学旅行の関係

事業者含めて注意喚起を行っていかうとか、この関係する県内外の関係者にも、こういったことを考えていきますというところを、御説明に訪問とか、説明に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 では、学校や旅行会社に対して、注意喚起は今のところ特段行わないという認識でよろしいですか。

○親富祖英二観光振興課長 注意喚起という意味では修学旅行に関係する旅行会社であったり、交通事業者であったり、宿泊事業者というところを含めた関係者に対しては、今回こういった起きてはならない事故が起きてしまったことをお知らせして、こういった課題があるのではないかとというところを明らかにして、それについてこういった対策をしたほうがよいと、冒頭で統括監から御説明させていただいた3月30日の協議会での指摘事項も踏まえて、一旦注意喚起させていただいております。それを踏まえて、今後はどういったことができるかを検討しておりまして、それも含めて改めて注意喚起ということで行っていききたいと考えております。

○徳田将仁委員 抗議船に乗ること自体は危険活動であることから、今後やらないという認識でよいですか。

○親富祖英二観光振興課長 船の名称が抗議船であるかどうかというのは、分からないところではあるんですけども、平和学習ということで、学校のほうがやりたいということで、その選択をされて、やることは、あり得るのかと思っています。ただ、その場合も、沖縄県に修学旅行を誘致する立場としては、その行程が安全・安心で、かつ教育効果が高いものかというところが、肝腎だと思っていますので、そちらの確保ができるのであれば、その学校の選択としてはあり得るのではないかと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 いや、僕が今、ピンポイントで絞って、この抗議船に乗ることはないという認識でよろしいですかという話です。

○親富祖英二観光振興課長 先ほどの説明と重なってしまうんですけど、今回の事故原因というものが、関係機関により調査が進められている中で、事故

原因がこうであったというところが明らかになった段階においては、そういった船だったら難しいとか説明できるかもしれませんが、現時点では、確定的なことが申し上げられない。ただ、実際に、こういった事故が起きてしまった、何らかの原因があるかと思うんですけれども、そういったところは注意すべきであるということで、関係団体にも注意をし、対策を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員 次の質問に移ります。辺野古漁港の管理者というのは、名護市であると理解してよろしいですか。

○兼次孝彰漁港漁場課長 委員御指摘のとおり、辺野古漁港は、管理者は名護市となっております。

○徳田将仁委員 漁港の利用についてですけど、漁港関係以外の船舶が係留利用する場合、管理者の許可は必要でありますか。

○兼次孝彰漁港漁場課長 漁港における漁船を含めた全ての船舶を利用する利用に関しましては、一般的に、漁港管理者が属する地方公共団体が定めた漁港管理条例に基づき、使用届け等の手続が必要となります。したがって、辺野古漁港については、管理者である名護市に対して必要な手続を行うこととなります。

○徳田将仁委員 その利用についてですけど、名護市、またこの漁協から正式な許可というのは、この船には出ているんですか。

○兼次孝彰漁港漁場課長 辺野古漁港の管理者である名護市に確認したところ、漁船以外の船舶の常時係留は認めておりませんが、船揚げ場での船舶の揚げ下ろしについて、使用届けを受理していると聞いております。

○徳田将仁委員 係留許可がなかったという認識でよろしいということですか。

○兼次孝彰漁港漁場課長 名護市に確認したところ、係留の許可は出していないと、船揚げ場を使用する船の揚げ降ろしをするための使用届けが出されてい

ると聞いております。

○徳田将仁委員 この船は毎回毎回、いわゆる陸揚げということを行っていたということによろしいですか。

○兼次孝彰漁港漁場課長 その辺のことに关しましては、漁港管理者である名護市に確認したところ、その辺の詳細な使用実態は、まだ確認できておりません。

○徳田将仁委員 今回の県の姿勢に対して、先ほどからも多くの点がおかしいなと思うところしかなくてですね、最後に質問をしたいんですけど、これだけ、皆さんがよく言う、辺野古新基地、辺野古新基地建設対策課もあるわけですけど、この対策課もあって、様々な事業をして、その中で、この抗議活動については一切把握していないという話、この矛盾も本当に不思議なんですよ。これは、あのね、あなたたちですよ、この問題に対して把握して、これは見て見ぬふりをしてきた結果が今回生んでいると思うんですよ。そうではないんですか。だからこそ、こういった皆さんの、この辺野古新基地建設対策課ですか。というのは、こういった事業もしっかりやるべきだと思うんですがどう考えますか。状況把握ですね。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 はい、繰り返しになって申し訳ないんですけども、抗議活動につきましては、その内容、実態等を含めて、それを把握するための根拠となる、法令というものがございません。ですので、県としてその実態を把握するというようなことについては、結構難しいものがあるというふうに考えております。

ただ、抗議活動につきましては、繰り返しになりますが、安全・安心に行われるべきですし、法令は遵守すべきという前提の下、行われるべきというふうに考えておりますので、それは実施する主体のほうで、しっかり、そういった内容を確認しながら実施していただきたいと思っております。

○徳田将仁委員 根拠となる法令がないから、これまで行ってこなかったということが、今回の事故を招いたと思います。辺野古新基地建設問題対策課、基地対策課の皆さんは、しっかりこういった仕事も視野に入れて、しょっちゅうアメリカに行って、そんな予算を使ったり、平和学習に使うんだったら、こういった抗議活動の実態を調べるような調査の事業を入れてくださいよ。これ以

上人が亡くなったり、事故がないような、そんな活動をしっかり事業でやってほしいなと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 今回の事故なんですけれども、県警も来ていると思うんですけれども、いわゆるこの海難事故というのは、県警は捜査したりとか、そういったところについて、関与することはあるんでしょうか。

○前堂也寸志警備部参事官警備第一課長事務取扱 今回の事案は、関係機関によって捜査は行われるものと承知しておりますが、警察といたしましては、事案を確知して、名護警察署が現場臨場いたしまして、所要の聴取を行っております。初動捜査を行っております。

以上です。

○玉城健一郎委員 先ほどの議論の中からも、ずっと出てくるんですが、所管しているところというのは、海上保安庁だったりとか、あと、総合事務局だったりとか、国の機関が海を管轄しているというところで、県警にしても、県にしても、なかなか答えづらい、あちらからの情報というのを、答弁している形になっているんですけれども、今回の事故に関してなんですけれど、前にも少し指摘しましたけれども、修学旅行の安全という立場で考えると、やはり県のその誘致しているという状況の中で、しっかり安心・安全をつくらなければいけないと思うんですよ。

そういった中で、こういった、特別な事例、個別契約によって起こっていることで、なかなか把握できていなかった、そこが反省点だってことをおっしゃっていたんですけれども、今、こういった事故があったことによって、3月30日に開催した修学旅行協議会もありましたけれども、実際、こういった事例があったことによって、県は今後どのようにして安心・安全な修学旅行をつくっていく考えを持っているのでしょうか。

○親富祖英二観光振興課長 今、委員御指摘がありました今回の課題というところなんですけれども、先ほど来御説明させていただいたように、こういった旅行会社を通さずに手配されるプログラムというものがあるということが把握

できておりませんで、それが実際に安全が確保されているとかいうものであればよかったのでしょうか、そこが確認ができていなかったというところで、今回の事故につながったのかもしれないというふうに課題を感じております。

ですので、3月30日に開きました修学旅行推進協議会においては、旅行社を通じず個別の手配でこういった事故がありましたということを一つの事実として提供させていただいて、その中で委員の皆さんから、どういったことが考えられるかお話がありました。その中での課題だとか非常に珍しいケースだとかあって、通常であれば仮に学校が直接手配をする場合であっても、旅行会社のほうでこれ大丈夫ですかとか個別連絡を取ったりとかあり得るよねとか、そういった反省点といいますか、気づきとかをですね、今後、取りまとめまして、こういったことが対策として考えられるんじゃないかということを、取りまとめて、お知らせしていきたいというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 やはり旅行社というのは、安心・安全というのは、絶対つくっていかないといけない立場にあるので、こういった事件・事故に関して、最大限の対策をする義務があると思うですね。それはもちろん学校もそうなんですけれども、そういった状況にある中で、やはり旅行社と県が連携をして、こういった事案をなくしていく。個別的な民間との契約なので、個別的なものは今後も出てくる可能性はあると思うんですけれども、ただ、それを置いたとしても、やはり旅行社がしっかりそれを把握して、その旅行社がこのものに関してもしっかり指導をしていく。こういった仕組みというのはつくっていかないと、県全体で把握することが難しいと思うんですよ。その辺りについていかがですか。

○親富祖英二観光振興課長 私ども修学旅行を誘致する立場として、安全・安心の沖縄修学旅行というものをつくる、守っていくというのが、重要な使命だと思っています。そのような中で今回の事故のように、把握できていなかったような課題ではあるんですけれども、実際として、全ての修学旅行、全てのプログラムを、県の組織の中で把握することが現実的かというのもありまして、実際これまでの修学旅行というのも、学校と旅行社、それぞれの観光地とホテルとかと基本的には旅行会社が主体となって回していくんですけれども、その中で、旅行事業者の旅行業法であったり、事業者の資格であったり、それなりの法律とかで安全管理の体制が守られる仕組みは取られております。それをもって皆さんの協力の下に、沖縄の修学旅行というのが成り立っているわけな

んですけれども、今回、それにかかることができなかったと言いますか、うまくチェック体制を図ることができなかったという事態が発覚しましたので、この対策をまず優先的にやるということで、先ほどの協議会でもありましたが、こういった場合でも、例えば旅行会社のほうのコントロールと言いますか、声かけとか、そういったところ、旅行全体を行程する管理の中で、こういったこともできないかという今お話が出ておりますので、それらを皆さんにお知らせすることで、対策を取って行って、安全・安心な沖縄だということを、また皆様にお知らせできればというふうに考えております。

以上です。

○大城清剛観光政策統括監 追加で、先ほど修学旅行推進協議会で話し合った内容を私どものほうで取りまとめをしまして、先ほど課長がおっしゃったように、今回は学校独自の手配、旅行会社のこの安全管理の視点が届かなかったということで、今回の旅行会社のほうも適切な助言と、注意喚起に万全を期すことができなかったということを声明のほうで発表してしまして、やはり私たちのほうもこれをきちんと、旅行会社なりに通知をしなければいけないということで、今案をまとめて修学旅行推進協議会のメンバーのほうに、提示して見てもらっている状況です。これがまとまり次第、できればゴールデンウィーク前には各方面に通知を発して、またこの通知をもって旅行会社を取りまとめている団体であるとか、あと修学旅行を取りまとめている財団法人のほうとかに直接行って説明をして、協力を求めるというようなことをしっかり行って、また今後いろいろなことも起こってくるかと思っておりますので、修学旅行推進協議会、また分科会のほうも多々ありますので、その辺でしっかり話し合って対策をきっちり取っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○玉城健一郎委員 ぜひ、よろしくお願いします。どうしても沖縄は、海がとてもきれいなところ、本当に全国に例をみないぐらいとてもきれいなところなので、今回の事故があつてマリンレジャーを一斉に禁止するような状況があつてもよくないと思うんですね。やはり沖縄の魅力というものの、この修学旅行に来ている方々に、経験をしてもらう。その方に、将来の沖縄観光のリピーターになってもらうためにも、こういった安全・安心な対策をしっかり取っていくということは、非常に重要だと思いますので、ぜひ、取組をよろしくお願いします。

あわせて、教育委員会が来ていますので、1点だけなんですけれども、受入

れ側としての、質問をしていますけれども、県内の学校とかになると、県外への修学旅行というのはあると思うんですけれども、そういった中での、安心・安全の対策というのは、どのように取られているのか、その点だけお願いします。

○屋良淳県立学校教育課長 沖縄県内の学校から、県外・国外等へ修学旅行を行う際、まず旅行社等を選定する場合においても、安全・安心というところを最優先で計画を立てています。その業者の選定においても、各学校で、教育プログラムを立て、その内容についても、保護者を交えて、しっかりと確認をした上で、修学旅行を行っております。修学旅行先での各プログラムにつきましても、生徒の教育旅行本来の学びが、しっかりと確保できるようなプログラムになっているかどうかについて、様々な観点で、教育委員会としてもその報告を受け、実施しているところです。

以上です。

○玉城健一郎委員 ぜひいま一度このチェックをしながら、出すほうの修学旅行のほうに関しても、私立も県立もしっかり今回の事故に関して、やっぱり我々の子どもたちが、またこういったことに巻き込まれないような状況をつくっていくことも必要だと思うので、ぜひチェックをしながら、また今回の事例、特殊事例ですけれども、民間同士での付き合いの中で、旅行社が、把握できなかったことだったりとか、そういったものもありますので、ぜひそういった視点とかも持ちながら、指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○屋良淳県立学校教育課長 はい、今回の事案の後にも、4月7日に文部科学省のほうから、学校における校外活動の安全確保の徹底等についてという通知がございました。沖縄県としても、4月9日に、学校における校外活動の安全確保の徹底等についてということで、全小中、高校、特別支援学校宛てに通知をしております。その中でも、しっかりと安全・安心、そういったことを確保するようにということで求めていますし、再度、また点検をしまして、各学校で生徒たちの学びのしっかりとした保証ができるように、安全・安心な修学旅行等の実施に努めてまいります。

○玉城健一郎委員 よろしくをお願いします。

最後になりますが、沖縄タイムスの4月9日の記事の中で、今回の事故をめ

ぐって誤情報がかなり拡散されているという記事があります。今回の旅行社を通じて、いろいろなところにお金が流れているという間違った認識、これ予算特別委員会の中でも議論があって、そうではないと県ははっきりと否定したにも関わらず、こういった誤情報が出ていくことに対して、県の対策、正直SNSというのが広がって正しい情報がなかなか広がっていかない中で、ある程度行き過ぎた誤情報については、法的な措置も考えないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 委員がおっしゃっている誤情報が流れている事業については、当課で行っているものでございますが、これについては企画提案の公募をしっかりと行いまして、企画提案業者選定委員会において受託者を選定するなど、地方自治法などの関係法令に基づいて適正な手続を経て契約に至っているものです。また、事業内容についても、修学旅行とは関連性はないと認識をしております。

こういった誤情報が流れることにつきましては、今回の誤情報の拡散状況を注視して、必要に応じて注意喚起などもしながら、こういったことができるか検討してまいりたいと考えております。

○玉城健一郎委員 本当に今回のその事故というのが、非常に、この2名の方、特に若い方が亡くなったという非常に悲惨な事故だと思います。こういった事故だからこそ、しっかり、二度とこういったことが起こらないように対策というのをやっていくというのは、非常に重要だと思うんですけども、そういった状況の中で、こんなデマや、誤情報とかに惑わされて、議論の筋が変わってきてしまうと、そもそも本筋ではないし、この何ていうか、そういったものがあるということが非常に問題だと思うので、ぜひ、しっかり強い対策を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 今現在も県のホームページで、随意契約の実績などはしっかりと掲載をして、正確な情報は記載しているところであります。また、こういった、法的措置というところにつきましては、関係課とも調整しながら、あまりにも誤情報が多く拡散されるような状況になった場合には、しっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○玉城健一郎委員 よろしくをお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 よろしくお願ひいたします。

修学旅行についてなんですけれども、県は、修学旅行における平和学習について、民間団体が案内するプログラムについて把握していますか。

○親富祖英二観光振興課長 沖縄県では修学旅行の誘致を進めておりますが、修学旅行のプログラムも非常に多種多様なものがございまして、民間団体で実施する平和学習プログラム全てを把握というところではありません。

ただ、その中で、県と沖縄観光コンベンションビューローが運営するサイトで、そのうちの一部を修学旅行ナビというサイトを通して、体験プログラムの御紹介をさせていただいているところです。

沖縄修学旅行ナビにおいて紹介している体験プログラムについては、事業者からの申請に基づきまして、過去に修学旅行生の受入れ実績があるか、体験プログラムの内容に疑義がないことを確認しているところです。また安全性を担保するため、市町村や地域の観光協会、賛助会員の加盟とか、市町村や観光協会と緊密に連携している事業者であることを前提として、サイトに掲載しているところです。

○宮里洋史委員 今回の同志社の研修旅行のコース設計の経緯や、生徒に平和学習の説明を行う人物の選定は、誰がどのような基準で行ったのか把握していますか。

○親富祖英二観光振興課長 学校のほうで手配する、旅行会社も含んでいるのかもしれないんですが、どのようなルートで、どのような人に、依頼したかというのは県では把握してございません。

○宮里洋史委員 事故後、校長先生が知事とお会いして、そのとき、当時の知事公室長も同席しているが、改めてやっぱり気になるんです。なぜ、校長先生はそのような行動を取ったのか。まずは地元の学校で説明するべきなのに、イの一番に沖縄県に飛んできて、この問題、沖縄は把握できていなかったと再三答弁しておりますが、県としては、どのような経緯で、どういったことで、この研修コースを組んだのか質問しなかったんですか。

○古堅宗一郎危機管理課長 お配りした資料にもありますが、3月の段階で知事がすぐお会いしたというのは、概要で説明したとおり、事故の現場を訪れるとか、関係機関に参るということで、那覇に来ていますので、県庁にも寄っていろいろお願いすることもありますしということだったので、そのとき知事の日程調整がついたので、知事にお会いしているものでございます。

そのときに、今回の経緯ですとか、委員お尋ねの修学旅行の中身の話とかそういうことは、深くやり取りはございませんでした。時間も5分、6分という、知事も日程をぱっと空けて会っていますので、先方もいろいろあるのではということで、それだけの時間でしたので、ほかの中身の話は当時はございませんでした。

○宮里洋史委員 そのときに、同志社が沖縄県に長い間来ていただいているという側面もあるわけではないですか。それに対して、同志社側に連絡を取ろうとか、そういった動きはしなかったんですか。

要するに、修学旅行は沖縄県の観光としてのブランディングの中の1つの重要なファクターなんです。それに対して、県は来ていただいて、その後、同志社とやり取りをするパイプをつくらうとは思わないんですか。

○親富祖英二観光振興課長 委員おっしゃるように、同志社国際高校は、沖縄に長く修学旅行にいらしている学校でございます。例年お越しいただいて、今回、事故に遭われたということは非常に残念ですが、事故直後においては、学校においては、当然、事故の対応、生徒であったり、保護者であったりへの対応があり、あと報道の対応もあります。戻った後も、説明会がございまずということと、いろいろな対応があるので、県のほうから、県といっても私も修学旅行を担当する部局ではあるんですけれども、通常であれば、こういったときには、御連絡差し上げて、どういったことですかとか、今回は非常に残念でしたといったやり取りをさせていただくんですけれども、直後においては学校が混乱に陥っているであろうということもあって、連絡を差し控えているところでございました。

○宮里洋史委員 今はどうですか。

○親富祖英二観光振興課長 まだ、今日現在において、連絡を取っているわけではありません。ただ、先ほど、知事が校長先生にお会いになったときに、連

絡先はいただいております。今後、先ほど統括監からもありましたが、今後、こういったことをやるというような対策も確定して、お知らせする段階において、連絡を入れて学校の状況もお伺いしながら、御訪問ということを考えさせていただけたらと考えております。

○宮里洋史委員 この修学旅行を受け入れている沖縄県として、こういった事故はあってはならないと知事もおっしゃっていますけれども、その詳細を把握せずに、この沖縄県が、今こうなってしまった不信、不安という修学旅行だと全国から思われている、そういった危機感は、担当部局としてありますか。

○親富祖英二観光振興課長 委員おっしゃるような不信とか疑念とかどういった形でこういった方にあるというような確たることは分かりませんが、確かにそういった状況が広がっているのかなという状況を懸念してまして、沖縄県として修学旅行を受け入れるためには、私も子どもがいるので、逆に送り出すこともあります。事故があると親というものは心配になる。その心配を払拭するために僕らとして何ができるのかなと思っておりまして、その一つが3月30日に開催した修学旅行推進協議会の中で、現状、把握している限りではあったんですけれども、捜査情報ですとか、いろいろな断定的な情報も含めてですけれども、委員の皆さんに提供して、共有して、こういう状況がありました。それぞれ、まず気をつけてくださいという注意喚起をして、その上で、通常だったらどういった対応が考えられるのかというような対策についての、御意見もいただいて、それを今度、取りまとめて発信するということなんですけれども、こういったことを積み重ねていくことで、沖縄の修学旅行は、まだまだ大丈夫ではないかとか、そういった御安心いただけるような形で、取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○宮里洋史委員 それでは、今後の対策として、今回旅行社はその部分入ってなかったみたいなことはないようにしていくという対策も考えられるんですか。

○親富祖英二観光振興課長 まさしく、今回の対策というか課題と認識している中で、独自の手配により旅行会社、通常の旅行の、プロフェッショナルといえますか、そういうところの関与というのが、なかなか届かなかったのかなというのでございますので、今回発信させていただく注意喚起、対策の中では、

そういった場合においても、旅行会社にこういった配慮、万全を期していただきたいというようなことは、入れさせていただくつもりでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 修学旅行は、本来、教育活動の一環として行われるものであります。特定の政治運動である抗議活動に、修学旅行生が参加することについて、教育の政治的中立性の観点から、どのように認識していますか。

○屋良淳県立学校教育課長 学校の教育活動の一環としての修学旅行ということで、教育委員会のほうからお答えします。

まず各学校においては、教育活動を行う際に、政治的中立性をしっかり確保しながら行うということについては、教育基本法第14条に定められております。修学旅行についても、多様な意見や考え方が損なわれないよう、計画を立て、実施しているところではありますが、委員お尋ねの、例えば、特定の政治運動である抗議活動等に修学旅行生が参加するということについては、政治的中立性の観点からは、認められるものではないと考えております。

以上です。

○宮里洋史委員 文科省は7日に、教育基本法が教育現場で特定の政党を支持するような政治的活動を禁止していることに留意し、一面的な見解を配慮なく取り上げることは避けて、修学旅行などの校外学習を実施するよう求めた通知を出したとありますが、教育委員会として、それは御覧になっているのか確認したい。

○屋良淳県立学校教育課長 文書等も収受し、それから各県内の小・中・高校、特別支援学校宛てに、県としてもしっかりと周知の文書を発出しております。

○宮里洋史委員 これが出されるということは、今回、抗議活動をしていなかったとしても、このように抗議船に乗る課外活動、校外学習というのは、平和活動ではない、政治的中立性が保たれてないという認識でよろしいですか。

○屋良淳県立学校教育課長 政治的中立性の確保ということについては、しっかり生徒の物の見方、考え方をしっかりと、多様な考え方をバランスよく見な

から考えていくべきものということで、学校の教育活動を考えておりますので、特定の物に偏ってしまうということについては、教育上認められるものではないという認識でございます。

○宮里洋史委員 それでは、今回のものは認められないという答弁と受け止めさせていただきたいと思います。

修学旅行の平和学習として、辺野古の抗議現場を訪れる学校もあると聞いております。県として、修学旅行と抗議団体との関係について把握しているか、または関与はあるのか、お伺いします。

○親富祖英二観光振興課長 修学旅行は、先ほど来申し上げていますように、学校が旅行会社と調整して、実施時期とか日程とか、体験プログラム、課外活動として効果的であるか、安全であるかどうかを検討した上で、実施されております。各学校と抗議活動を実施している団体との関係の有無については、沖縄県が、少なくとも観光部局のほうでは、把握しているものではございません。先ほど御紹介した沖縄県がやっている修学旅行ナビというサイトがありますが、そちらのほうに抗議活動に関係したプログラムはありません。

○宮里洋史委員 今後こういったことがありましたので、受け入れ団体の活動実態を把握する必要もあると思います。今後、抗議活動との関係について調査を行うのかお伺いします。

○親富祖英二観光振興課長 県としましては、修学旅行を受け入れる団体については、団体が提供するプログラムの内容や安全性の確保というものが重要であると考えております。受入れ団体の活動実態を、私どもとして全て把握しているわけではございません。そしてまた、抗議活動との関係について、これまで調査したことはございません。

○宮里洋史委員 私は、今後調査するのかと聞いています。

○親富祖英二観光振興課長 現時点では、調査することを考えてございません。といいますのは、県としては抗議団体と修学旅行の学校との関係ということではなく、その団体がどういったプログラムを、仮にこの抗議団体というところがプログラムを提供するとして、どういったプログラムを提供しているか、その安全性が確保されているのかということが重要だと考えております。

○宮里洋史委員 おかしいですね。教育委員会が先ほど、特定の偏ったことは、学習ではないというような発言があった後にですね、安全性だけを持って、そういった抗議団体の平和学習を受け入れる、受け入れないの話を、文化観光スポーツ部がすることがずれていると思います。

○親富祖英二観光振興課長 説明が足りなかったところがあると思います。まず、仮に先ほどあるとしてと申し上げましたが、抗議団体と言われている、今回ヘリ基地反対協議会という名前が上がっているかと思いますが、こちらが提供している修学旅行プログラムというのはございません。一般的にあったとした場合として、お答え申し上げます。

それともう一つ、文部科学省の通知のところでも、偏ったものだけだと問題であるという趣旨だと考えておまして、幅広く素材を提供して、それを学校側が、生徒や保護者も含めて、両方とか、また片方かもしれないですけど見て、その上で、生徒の考えをいろいろ議論していくということはあるだと思っていて、修学旅行を誘致する立場としましては、沖縄県の観光のために、これだけやってください、これは駄目ですということではなく、修学旅行のプログラムとして幅広く準備をして、御紹介をして、それを選んでもらうというところが重要なというふうに考えております。

○宮里洋史委員 文化観光スポーツ部としては、抗議団体の抗議活動ではなくて、抗議団体の活動の趣旨とか、説明を修学旅行生が受けることは、平和学習の一環って捉えているということによろしいですね。

○親富祖英二観光振興課長 説明がまだ足りなくて、お届けすることができなかったかと思うんですけども、抗議団体の抗議活動の内容ではなく、抗議団体か否かはともかく、修学旅行の体験プログラムとして提供する内容、どういったことを伝えるのか、どういった教育効果があるのかということをはっきりと明かにして、それを学校が選ぶということであれば、学校側のニーズ、修学旅行者がニーズということが合致するので、それは成り立つのかなというところで、申し上げたところです。

○宮里洋史委員 これを県として推奨しますという話で言っているんですか。学校が民々で決めるのは止められませんかと言っているんですか、どちらなんですか。私が聞いているのは、偏ったものは平和学習でありませんかと教育委員会

は言っていますけれども、文化観光スポーツ部が抗議団体と名前を挙げた上で、そのプログラムは分かりませんが、学校同士でやるんだったら、それはいいんじゃないですかって言っているように聞こえるんですよ。修学旅行なんです。大人の生涯学習ではないんです。何で教育課程に対して、文化観光スポーツ部がそこまで言えるんですか。抗議団体と言っているのに。

○親富祖英二観光振興課長 あまり教育のことまでしゃべり過ぎたかもしれませんが、今、私が説明したのはですね、文部科学省の、先ほど委員が触れていただいた通知の中にも同様のことが書かれておりまして、長くなってしまってもよろしければ、読むのですが、先ほど言ったようにですね、特定の事柄を強調しすぎたりとか、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、そういったことにならないよう、児童生徒が主体的に考えて判断するのを妨げることがないようにというような趣旨で書かれておりまして、必ずしも、全部真ん中だけではないよという、分かりやすく言えばそうだと思うんですけど、いろいろなものの見方があるということを示した上で、今、皆さんがどう考えるのかという教育の体験プログラムであればいいのかなというふうに理解しているところでございます。そういったところで、まず、教育委員会の言っていることとそごがないということを申し上げます。その上で抗議団体がやっているというところも、先ほど、訂正したつもりなんですけれども、抗議団体と言われている、このへり基地団体協が、修学旅行のプログラムを提供しているわけではなく、今回もそういう提供があったわけではございません。その活動に対して、生徒に対して勧誘しているとか、そういうことでもございません。そういう意味では、基本的に修学旅行ですので、選んでいただくのは旅行社のほう、学校のほうでございまして、こういったことをやりますよというのは明らかにして、その上で選んでいただくということが重要なのかと思っております。

○宮里洋史委員 それでは、答弁としては、今回来た通知の範囲を超えるものではないという認識ということで。沖縄県としては、例えば、へり基地反対協議会やその関係者が、修学旅行のプログラムになることはないという認識でよろしいですね。

○親富祖英二観光振興課長 修学旅行のプログラムも、先ほども答弁したとおり、数限りなくございまして、私どもが把握している範囲内にはございませんが、可能性の話としてですね、そういった直接のやり取りがあって、提供して

いることあるかもしれませんが、少なくとも現段階において、そういうことがあることは確認できておりません。

○宮里洋史委員 私が確認しているのは、あるないは、もちろんなんですけれども、そのヘリ基地反対協議会がプログラムをつくって提供する場合、もしあったとした場合に、それは平和学習として認知できますか。

○親富祖英二観光振興課長 修学旅行を誘致している文化観光スポーツ部としては、平和学習というものがですね、様々な主体によって企画実施されているものと考えておりまして、その在り方についても多種多様となっていると承知しておりますので、明確に、文化観光スポーツ部として、平和学習とはこうだということではないんですけれども、この多種多様になっております、手法もいろいろありまして、現在の基地の沖縄戦の話もありますでしょうし、基地を見ることもあるでしょうし、いろいろなパターンがありまして、それを持って、自らの平和とか安全というのを考えるための1つの素材として、学校側が、保護者も含めてですけれども、こういったものが生徒の教育のために必要だということがあれば、成り立つものだと思っております。

その上で、委員からヘリ基地反対協議会が、仮に提供していた場合とあるんですけれども、こちらも必ずしも否定されるものではないと思っております。ヘリ基地反対協議会さんとかいろいろな団体が、例えば、それ以外の抗議団体ですとか、政治団体さんが提供するとして、それが修学旅行、平和学習であったり、そういう提供の素材として適当であるとして出されて、それをそれがいいということで選ばれる方がいるのであれば、成立されると思います。ただ、一般的な話として、そういった抗議活動が修学旅行のためにプログラムを提供、造成するということは想定していないところです。

○宮里洋史委員 大変危うい答弁だと思うんですけれども、平和活動団体、抗議団体の提供するプログラムは、もしあった場合に、多様性の中で認められるという答弁をしたということによろしいですか。私は認められないと思いますよ。

○大城清剛観光政策統括監 私たちは修学旅行を誘致する立場として、相手方が選択肢を選択していただく、自由に選んでいただくということが前提としてあると思っています。例えば文科省も今回通知を出していますけれども、多様な見方や考え方ができる事柄等を取り上げる場合には、いろいろな意見が分か

れる場合には、様々な見解を提示することなどが重要とされており、以後いろいろ説明していますけれども、様々な見解が実際にありまして、それは沖縄の方でもいろいろな見解を持たれた方がいらっしゃいますので、それを生徒が聞いて学ぶと、偏っているかどうかということはあると思いますけれども、そこらに関しても教育の内容については学校のほうが判断する、それが適正かどうかというのは発注側、管轄する都道府県の教育委員会なりが指導するなりということがある。また文科省のほうがさらにやるというような系統といいますか、秩序というものがあると思いますので、こちらのほうで、この学校が選んだプログラムに対して、口を挟むというのはちょっと難しい面があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○宮里洋史委員 これは、一面的な見解を配慮なく取り上げることは避けて、ともあると思います。ということは、特定政党の街宣車に、修学旅行生が乗ってもいい、もし学校がよければという認識ということなんですか。

○大城清剛観光政策統括監 そちらは、先ほど教育庁が説明されております。政治活動に当たるかどうか、その辺の判断が入ると思いますので、私たちのほうで、教育内容について、文科省の通知について、観光の立場として、申し上げにくいという面があろうかと思います。

○宮里洋史委員 今、観光の立場として申し上げにくいって言ったのに、抗議団体のプログラムは、あり得ると思いますとの答弁が何でできたんですか。これ修学旅行なんですよ。

○親富祖英二観光振興課長 私が先ほど申し上げたのは、抗議団体でもいいとか、だからいいということではなくて、抗議団体であったとしても、このプログラムが適切であれば、成立はすると考えています。ただ、実際に、抗議団体とか政治活動をする団体が、一般的に教育をする活動としてそういうプログラムを提供することは想定していないということで、申し上げたところです。

○宮里洋史委員 あまり理解ができませんね。プログラムを提供するのは想定していないのであれば、それだけ言えばいいのに、なぜそのプログラムをもしつづけた場合に、それを選ぶ学校があるから、修学旅行生の見れるプログラムで、平和学習もあるかなと答弁できるのか僕には理解ができません。

○親富祖英二観光振興課長 私の答弁がちょっと舌足らずで、説明が上手でないところはおわび申し上げます。

ただ選択として、いろいろな考え方があるということは、共通認識になるかと思うんですけれども、これは人にもよってそうですし、学校の教育方針とかいろいろあるかと思います。もちろん幅があってしかるべきなんですけれども、その中で、この学校はこういう教育を修学旅行先で受けたいという場合に、受け手側の沖縄県としてこれは全て駄目ですということではないのかなという意味で、幅広いプログラムを準備するという意味で、成立し得るという答弁をさせていただいたところです。

○宮里洋史委員 いや、僕が言っているのは、沖縄県が推奨するかどうかなんです。前回の総務企画委員会でありましたヘリ基地反対協議会なる活動が、修学旅行の平和学習に対して、プログラムとして、文化観光スポーツ部として、認めますかって言ったら、認めませんと言っていましたよ。

○親富祖英二観光振興課長 前回の総務企画委員会のことだと承知しております。その際に申し上げたのは、この県として把握できていない、安全性の確認もできていない、内容の確認もできていないもので、実際に事故も起こってしまっているところを受けて、こういった推奨をするかと言われたので、推奨しないと答弁したと思っております。その際に、この抗議団体がやっているものであるかとか、そういった主体的なところではなかったというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 答弁が行ったり来たりするので、改めて聞きますけれど、様々な平和学習プログラムがあります。でも、それは文科省の通達を超えるものではありませんという認識でよろしいですか。

○親富祖英二観光振興課長 文部科学省の通知の範囲内と認識してございます。

○宮里洋史委員 では、なぜそういったあり得るという判断を文化観光スポーツ部がするのか僕には理解ができません。推奨する場合には、教育委員会と連携してやるという考えもありますか。

○親富祖英二観光振興課長 用語の話でありますけれども、推奨しているということではなくて、いろいろなものがありますという御紹介をさせていただいていることで、先ほどから御説明させていただいております。

○宮里洋史委員 御紹介は推奨ではないんですか。

○親富祖英二観光振興課長 辞典とか定義にもあると思うんですけど、推奨というのは、勧める、推すという意味が入っているので、県として、こういったものをお勧めするという意味で、使っているんですけども、紹介の場合はこういったのが広くありますよという意味で、推すとか推さないとかではなくて、こういったのがありますということで使っております。

○宮里洋史委員 この教育委員会の文科省の通達と、文化観光スポーツ部のこの受入れの誘致の差、微妙なラインがあることが今分かりましたので、そこは徹底的にちゃんとやっていただきたいなと。教育委員会マターだと思うんですよ、通常どおり考えると。

次の質問に行きます。修学旅行協議会について、3月30日緊急に行われたとありますけれども、その協議会の構成メンバーの選定基準、誰が決めているのか教えてください。

○親富祖英二観光振興課長 沖縄県修学旅行推進協議会、3月30日に開催したものでございますけれども、冒頭に委員にお配りした資料にその設置要綱もございしますが、設置目的としては、沖縄の修学旅行の重要性に鑑み、沖縄の修学旅行をさらに発展させるための修学旅行の組織となつてございます。組織として15名以内で組織することとなつておりまして、現在の名簿も配付資料に添付させていただいております。沖縄県の観光政策統括監、こちらただいま出席させていただいております大城統括監を議長として配置し、ほかに沖縄観光コンベンションビューローさんや宿泊業としてホテル組合さん、交通系としてバス協会やタクシー協会、旅行会社として日本旅行業沖縄支部とか、ガイド、マリンレジャー、観光協会など、簡単に言うと修学旅行に関係する沖縄県内の幅広い機関を構成メンバーとしているところでございます。

○宮里洋史委員 これは、メンバーはどなたが決めるんですか。その選定メンバー。

○親富祖英二観光振興課長 この協議会、平成25年に設置されているところなんですけれども、任期は2年間となっておりますが、再任を妨げないというところになっており、同じ人が再任される場合もございます。その中で、現状としまして、協議会を年に最低1回は開くんですけれども、その中で、次年度、人が変わる場合に次の任期の役員をどうしますかというところを協議会の中で諮りまして、決めているところでございます。

○宮里洋史委員 協議会に関する受入れ団体の中に、当然だとは思いますが、辺野古の抗議活動を行う団体やそれに関与する団体が関与している可能性はありますか。

○親富祖英二観光振興課長 沖縄県修学旅行推進協議会ですけれども、こちらは修学旅行の課題等を話し合う場ではあるんですけれども、受入れについての調整を行う協議会ではございませんので、そういった機能は持っていないところです。

失礼しました。現在、加盟といいますか、委員として就任していただいている委員の中に、ヘリ基地反対協議会とかそういったところのメンバーは、構成員の中にはいないというふうに承知しております。

○宮里洋史委員 この推進協議会として、修学旅行の受入れ体制、安全管理、教育旅行プログラムなどについて整理した報告書、検証資料、調査結果等は作成されていますか。

○親富祖英二観光振興課長 沖縄県修学旅行推進協議会ですけれども、県内の受入れ事業者が課題を協議する場とか、その課題の解決のための各種施策について関係者の方に協議する場という形になっておりますので、委員が御質問の、検証ですとか、調査というものの資料作成はしてございません。ただ、これまでの例として、修学旅行の時期にバスの運転手が足りなくなりそうだという話があった際に、それに対して対策を講じたという事例がございます。

○宮里洋史委員 続きまして、沖縄観光コンベンションビューローについてお聞きしたいと思います。一般財団法人であり、県の組織ではありませんが、観光政策の推進において県と密接に連携している団体であります。そこで、ビューローの理事及び評議員の中に沖縄県職員または県関係者が含まれているのかお伺いします。

○小浜守善観光政策課長　OCVB、ビューローですね、評議員が10名おりますが、そのうち1名、また理事が26名おりますが、そのうち2名に沖縄県職員が就任しています。

○宮里洋史委員　県の職員がこのビューローの理事になるということについて、県としてどのような役割や責任を担っていますか。

○小浜守善観光政策課長　ビューローは本県のリーディング産業である観光産業業界の意向を集約し、リードする組織として、また、本県観光振興施策の実施機関として、県行政と密接な連携が必要であり、政策と現場をつなぐ橋渡しの役割として、県職員が役員に就任しているところでございます。評議員及び理事にはビューローからの就任依頼を受けて、評議員会の決議を経て就任しています。

評議員及び理事の権限は、定款に定めるところにより、評議員は貸借対照表や損益計算書の承認など、理事は法人の業務執行の決定等となっておりまして、他の役員と同等の責任を担っております。また専務理事については、会長の補佐及び財団の運営を担っております。

ビューローは県行政と特に密接な関係を有する事業を実施する法人でございまして、県の補助事業、委託事業等も行っていることから、県も大きな関わりを持っております。

○宮里洋史委員　ビューローが実施している教育旅行推進強化事業など修学旅行関連事業の名称を示していただき、それぞれの事業に対する県からの委託額または補助額は幾らかお示してください。

○親富祖英二観光振興課長　県では修学旅行関連として2つの事業を沖縄観光コンベンションビューローに委託して実施しております。1つ目が委員の質問にもあった教育旅行推進強化事業がございまして、いわゆる一括交付金——沖縄振興特別交付金を使っておりまして、今年度の事業が約9121万3000円となっております。もう一つの事業については、修学旅行時期平準化促進事業というのがございます。これは国の重点交付金を使って実施するもので、令和8年度6928万2000円でございます。

○宮里洋史委員　修学旅行向け平和教育事業について、ビューローが実施して

いる事業の内容について、県はどこまで把握し、どのように管理していますか。

○親富祖英二観光振興課長 沖縄観光コンベンションビューローが実施している修学旅行向けの平和学習を含め修学旅行に関する取組については、県から委託してございます。県は受託者である沖縄観光コンベンションビューローと共に修学旅行の誘致、受入体制の整備等に取り組み、把握や管理を行っているところです。平和学習を含め、先ほど御説明した修学旅行推進協議会には5つの分野の分科会がございまして。県と沖縄観光コンベンションビューローのほか、関係の分科会の委員長も交えて、各分科会委員からの要望や様々な課題を踏まえて、毎年、取組内容を調整して実施しているところです。

以上です。

○宮里洋史委員 ビューローが管理しているとお聞きしました修学旅行ナビについてなのですが、これは先ほど説明のあった事業の中でやっているのか、県の把握状況をお聞かせください。

○親富祖英二観光振興課長 この事業は、先ほど2つの事業を申し上げましたが、1つ目が教育旅行推進強化事業の中でやってございます。先ほど申し上げたとおり県の委託事業ということで、実施主体は県となっておりますので、内容としては県も把握しながら管理しているところでございます。

○宮里洋史委員 この修学旅行ナビにヘリ基地反対協議会の関係者がアドバイザーとして登録されていますか。

○親富祖英二観光振興課長 県と沖縄観光コンベンションビューローが運用している修学旅行ナビというものがございまして、その中で修学旅行の事前・事後の学習を支援する講師を派遣するアドバイザー派遣事業をやっております。このナビで掲載しているアドバイザーが40名いますけれども、ヘリ基地反対協議会の肩書で関係者がアドバイザーとして登録していることはございません。

○宮里洋史委員 今、肩書という言い方をしました。それは逃げだと思えます。関係者という質問であります。皆さんネットにもありますヘリ基地反対協ニュースというPDFで上がっている雑誌があります。その後ろに、修学旅行

ナビにアドバイザーとして登録されている人のコラムも掲載されておりますし、亡くなった船長の本にも書かれておりました。このアドバイザーの方、2019年に船長としてへり基地反対協議会に来ているんですよ。そこでお聞きしますけれども、先ほど来、へり基地反対協議会、こういった団体が登録することはないと思いますと言っていたが、がつつりそれに関わっている人がアドバイザー登録されているわけです。この中身、何で登録できるんですか、教えてください。どういう活動をしているんですか。把握しているんですよね。

○親富祖英二観光振興課長 先ほどの話から申し上げますと、団体として教育旅行プログラムを提供する主体となっているかというところで想定されないとお答えしました。

今の御質問は、沖縄県が公開しているナビの中でアドバイザーとして登録しているかということなんですけれども、こちらの理解ではあるんですけれども、アドバイザーというのは平和教育のプログラムそのものではなくて、そこに至るまでの、修学旅行に来るまでの、事前に沖縄にはこういった平和学習の素材があって、こういった問題がありますよと。事後の、帰った後に振り返りをやるということがあるんですけれどもその中のものです。

御質問のところですが、個人名については触れられないところではありますが、事前の情報の中で、そういった活動をされている方がアドバイザーとして登録されているということは把握しております。その中で、先ほどから申し上げているのは、この方が、ある一つの特定の団体に所属しているからいいとか、悪いとかということではなく、沖縄県の修学旅行ナビの中のアドバイザーとして求められる役割というのが、子どもたちの教育のために教えたりすることがあると思うんですけれども、その役割を果たしているかどうかということだと思っておりますので、アドバイザーとしての活動をさせていただいているということでございます。

○宮里洋史委員 今、アドバイザーの方が平和学習こんなやって、沖縄県できますよと促すとありました。その方がへり基地反対協議会の抗議活動を促した可能性はありますか。その上で、保険も入っていないんですよ。ボランティアと言いながらお金も受け取っているわけですよ。これを、県の委託事業でやっている修学旅行ナビに掲載させていること自体が、こういった状況なのかということですよ。大丈夫ですか。こういった人がへり基地反対協議会に加盟しているか知りませんでしたでは逃げ切れませんよ。子どもの命が関わっているんですよ。これが入り口でつながっているのに、何でこれを把握しないんで

すか。どこにつなげたか、どういう誘致をしたか、県は把握していないということですか。

○親富祖英二観光振興課長 順番に申し上げますと、把握しているかというところで申し上げますと、先ほど言ったようにへり基地反対協議会という肩書ではないんですけれども、同一人物だと思われる方がいるということは把握しております。その上で、こういったアドバイスができるということ、サイトの中で、アドバイザーとしてこういう話ができますということをお知らせしております。それを学校のほうが御覧になって、こういった話を聞きたいという御指名をいただくということになっておりますので、先ほど言ったように幅広い素材を提供して、それを児童生徒に見せていただいて、いろいろ考えていただくというのが平和教育のありようの一つだなと思っております。

その上で、実際に講話したものについても報告書を取っております。本人からも取りますし、講話を受けた学校からも報告書を頂いております。それを確認させていただきましたが、もちろん苦情というものはありませんし、所期の目的といいますか、本来講話の目的とされるものは、達成しているものと考えております。

以上です。

○宮里洋史委員 それが達成されているとって、でもそこに疑義があるから、こういう質疑になっているので、その報告書全部提出してもらえますか。カンパ受け取っているんですよ。提出義務あるでしょ。

○親富祖英二観光振興課長 確かに疑義があるから、今御説明差し上げているということを前提に、資料については県の事業でやっているものでございますので、事務局を通じて提出させていただきたいと思います。

あと補足で、実際にアドバイザーとして登録するに当たって、誓約書といいますか、チェックをつけてもらうんですけれども、当然のことながら、その中には、公正・公平な立場で行いますとか、政党・政策にしませんというところは、確認しているところでございます。実際に話した内容とか、そういったものは報告書の中でも、確認できると思いますので、御提出させていただきたいと思います。

○宮里洋史委員 だから言っているではないですか。教育委員会に聞かないで、なぜその政治的活動なのか、平和学習ってあなたたちが判断できるんです

かって僕は聞いているんですよ。公平中立でって、この活動に載っている人ですよ。それで、それに対して公平中立って、今僕によく答弁できたと思いますよ。ここに中立性をどう求めるんですか。修学旅行生ですよ。民民ならいいんですよ。沖縄県として修学旅行生を受け入れているんですよ。その修学旅行ブランドもあるのに。なぜ、これ公平中立ってよく言いましたね。

○親富祖英二観光振興課長 ちょっと重ね重ねになってしまうかもしれませんが、この特定の団体に所属している方、だからといっていいか悪いかという判断は、私どもしておりません。この実際に話している内容が、学校の求める平和学習、修学旅行の教育内容に合致しているかどうかというところだと考えております。実際どういう話をするかということをおあらかじめ明らかにして、この方に話を聞きたいということがあれば、連絡をくださいと。それで連絡がありまして、実際話をして、先生も当然、一緒に聞きます。報告書もいただきます。その中で、そういった話がなかったということを確認しているところなのです。一般的な話として、どんな人でも、場によつての振る舞いとかあると思うので、そういった意味で、ちゃんとわきまえて行動していただいていると考えてございます。

○宮里洋史委員 なんかあったらすぐ学校の判断と逃げるのはやめてほしいんですよ。教育委員会は、明確に平和学習とはこうですと言っているんですよ。平和学習って。だから推奨しているって、僕言いましたよ。修学旅行ナビに載せているんです。関係者を、沖縄県は載せているんです。今、現状。それに対して、これは政治的中立かなというフィルターをなぜ文化観光スポーツ部は持たないのって聞いている。そのときに、急に学校側の判断ですとか、でも教育委員会の政治的中立は逸脱していませんとか、何を言っているんですか。

次の質問に行きます。それでなんですけれども、この修学旅行ナビの体験メニューの中に、ジュゴンの里というのがあります。そのジュゴンの里の代表者は、ヘリ基地反対協議会の事務局長です。それは分かりますよね。

○親富祖英二観光振興課長 現時点において把握してございません。

○宮里洋史委員 これまで、この間、これだけ指摘があるのに、知らぬ存ぜぬでは不安ですよ。玉城委員の質疑でもあったけれど、安心・安全な修学旅行をしてくださいって。こういった事故を起こした団体の方々が、僕が言っただけでもう2人入っているんですよ。沖縄県の事業で入っているんですよ。しか

も、教育委員会のフィルターを通さず、平和学習という名の下で、ここが一番の問題なんですよ、危機感を持ってないではないですか。

○親富祖英二観光振興課長 重ね重ねになってしまいますが、沖縄県修学旅行の目的としてやっているわけですので、その中において、選ばれるための素材をたくさんいろいろな素材を用意する必要があると思っております。

その中で確かにおっしゃるように、提供者の、ジュゴンの里の代表者が、ヘリ基地反対協議会事務局長だと把握してなかったというところは、確かにしてなかったんですけども、逆にこの教育旅行の推進において、把握すべきものとして捉えていなかったところです。率直に把握はしてなかったところです。

その上で、修学旅行の目的地に選んでいただけるように、いろいろな素材をそろえて御紹介させていただくということで、沖縄県文化観光スポーツ部として修学旅行の誘致の取組を行っているところでございます。

○宮里洋史委員 今、この話を聞いて実態として今日もホームページに載っていますよ、お二人。これ、現時点で載せていていいかどうかの協議に入るべきではないですか。

○大城清剛観光政策統括監 沖縄修学旅行ナビには、プログラムが300件載っております、これは先ほど課長も申しましたが、申請があつて、過去に受入れ実績があるとかか審査して、適正であれば、載せるというような手続を取っております。平和学習は六十数件あります。それで、この相手方が、我々も平和学習していますよというふうにジャンルにチェックをつけて、場合によっては3つ4つのジャンルがある場合もありますけれども、例えば、民泊で平和学習ができますという登録をしているところもございまして。どういう内容かと申しますと、家庭のほうに泊まって、沖縄戦がこの近くであったというような話もできますし、受入れ家庭の中には基地の従業員もおりますのでそういう話もできますような感じで、平和学習という1つのパターンというわけではなくて幅広く認めているというところがございまして。

その他にもお笑いで平和を教えるというような団体も登録もされておりますし、とにかく様々な素材を提供する。それを見た学校や旅行会社が、沖縄に行けばこういうのができるという参考になるということで、掲載をしているという内容でございまして。

それで先ほどおっしゃいました例えばジュゴンの里、こちらは登録のほう見ていると、自然環境、この辺の保護を訴えているような。陸のほうからこの海

を見て、そういうふうなお話をしますよというような団体であります。辺野古の場所で、海を見て、そういうのが講話をするというような説明がされております。ただ代表の方が、1つの団体に属しているからということで省きますよというのは、要綱のほうで、このような記述もないものですから、私たちやっぱり、幅広く様々な素材に提供するという意味で、やはりそういう趣旨で載せておりますので。あとアドバイザーについては、先ほど課長が申したように様々な立場の方いらっしゃいますので、この要綱にのっとってこの審査をして、載せるということでやっているということでございます。

○宮里洋史委員 中立性。あなたたちは判断できないと言っていました。でも多様なものを出したいって言いました。中立性に関しては疑義があるので、今後フィルターかけるでよろしいですか。教育委員会がやるべきではないですか。そして中身を知らないとかではなくて、中身全部出してください。どういった講話をしているか、辺野古の海見て、海の生態系だけではない講話をするはずですよ。

○大城清剛観光政策統括監 今のお話ですね、中立で偏ってないかというような趣旨の質問だと思いますけれども、この辺についても、修学旅行の協議会の中に、平和学習の分科会というのがありまして、各種事業者であるとか、地域の観光協会の方皆さん入っていますので、その辺にも、議会でもそういう御意見がありましたということで話し合って、今後の対応を協議したいというふうに考えております。

○宮里洋史委員 修学旅行は学校教育の範囲内なんですよ。その平和学習の分科会とかではないんですよ。せめて、沖縄県の教育委員会と一緒にやるべきだろうと言っているんですよ。

そこは検討していただきたいのと、最後にですけど修学旅行ナビ、これ登録確認して、登録決定するのは誰ですか。チェックするんですよ。ちゃんと。

○親富祖英二観光振興課長 県の委託事業の中で沖縄観光コンベンションビューローに委託してございますけれども、内容に疑義があれば県と一緒に協議はしますけれども、確認をして、特に問題がなければ、ビューローの中で確認、決裁ができる仕組みとなつてございます。

○宮里洋史委員 今、もしかして答えられなかったら後日教えてほしいんですけど、このアドバイザーとこの体験プログラムは、ビューローのほうで決まったのか、疑義があって県と協議して決まったのかだけ教えてください。

○親富祖英二観光振興課長 個別のことですので、確認をしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午後 0 時12分休憩

午後 1 時30分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 今回の辺野古沖船転覆事故に関する概要ということで、知事公室の危機管理課から報告がありました資料の中には、この 2 ページ目に掲載されているんですけど、この第十一管区海上保安本部のところに、業務上過失往来危険そして、業務上過失致死傷、さらに海上運送法違反も視野に捜査中ということであります。

極めて重大な事案だろうと考えているわけですけど、県の、当局の受け止めを教えていただけないでしょうか。

○古堅宗一郎危機管理課長 今委員が言及されましたとおりのことが、取り沙汰されておりますけれども、これがもし事実であれば、何らかの是正の措置なり、処分なりということが国のほうから、所管の省庁から課せられるものだと思います。

県としては、そのようなことがないように、再発防止に努めていただきたいというのが、今の時点での姿勢でございます。

○高橋真委員 事実として、貴い命がお二人亡くなっているわけであります。

これまでの因果関係とかを、様々、質疑の内容を見ていきますと、先ほど宮里洋史委員の質疑の中で、この修学旅行ナビの件に触れていました。実際に船を運行していた団体の関係者がアドバイザーとして現在も登録されていると。

またその関係ということもあります。

それはもう一度確認をさせていただきたいわけなんですけれど、今の危機管理課の答弁にもありましたとおり、事実であればこれは大変なことでありますけれど、ほぼほぼ、捜査中ということもあるんですけれど、疑いがかかっている以上、県のこの公式サイト、いわゆるビューローが運用している公式サイトに、今でも修学旅行のいわゆる誘致を図るような情報提供しているところに、名を連ねているというのは、適切な判断ですか。お伺いいたします。

○親富祖英二観光振興課長 質疑がありました修学旅行ナビのアドバイザーとして登録されている者が、この団体の関係者ではないかということなんですけれども、午前中の中でもそのような可能性があるということ、認識しているということを申し上げておまして、これが今後どうするのかということなんですけれども、現状としてはまずは捜査の状況というようなことがございますので、この団体の組織としての責任というのがどのように判断されるかという捜査状況を見守る必要があるというふうに考えているところです。その上で、その団体の中でアドバイザーの方が、どういう地位にあって、どういう責任があって、今回の事故に関する責任がどのようなものか、詳細のところは今後の検討になっていくのかなということを考えております。

以上です。

○高橋真委員 通常の方からいきますと、非常に重大な事故を起こしている。その重大な事故を起こした団体に所属している蓋然性が高い。そういう認識であるという見解であります。であるのであれば、しっかりと、その今捜査の状況を見てという前に起こしている事実があるということでもありますので、しっかりとその関係がないということが判明してから掲載をするのが普通ではないですか。もうここまで事実が表に出ているわけでもありますよ。いかがでしょうか。

要するに何が言いたいかというと、これ沖縄県がお墨つきを与えているような感じがするんですよ、すごく。だから、そのお墨つきをなんか守っている雰囲気がありましてね。

もう疑いがかかっている以上は、しっかりと組織内で協議をして、取扱いを考えていくというのがあっていいんじゃないですか。お伺いいたします。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

現時点において調査中ではあるんですけれど、委員おっしゃるように、この

団体としての関与というのがあるのではないかというのは、ある程度、何か明らかといいますか、そういう状況にあるというのをまた一方では認識しているところです。その中でこの団体としての関与、その中で今回アドバイザーとして、一緒の人じゃないかという人の関与の度合いとかいうのが、確かに私ども分かっておりませんので、そちらについては、私どものほうでも、肩書が違うとはいえそういう可能性がある方がいらっしゃるので、どういう状況なのかというのを少し確認をして、その上で対応してみたいというふうにちょっと検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○高橋真委員 課長、答弁の内容が変わっているのは御存じですか。先ほどの2人の質疑に対する答弁とは内容が変わっていますよ。通常の在り方であれば、今の答弁だと思います。

だから、最初から何でこんなに、何だろう、何か守っているような雰囲気かする印象を与えてしまっているということでもありますので、改めてまた確認したいと思います。

先ほどの宮里委員の質疑の中にもありましたけれど、報告書の資料請求に応じるということでありました。その報告書の内容についてなんですけれど、これは危機管理課が説明資料として今回提供いただいた、これも同じく2ページ目の5のほうに、今回、該当した高等学校がですね、1980年の創立時から修学旅行として沖縄を訪れ、平和学習を実施。この後です。辺野古に向かうコースは2015年に設けたと、設けて、2023年から乗船開始ということです。

ということは、この間、沖縄県としては修学旅行のリピーターとして、何らかの同高校との関わりがあったのではないかと私思っております。関わりがあったのであれば、どういう関わりがあったのか教えていただきたいと思います。

○小浜守善観光政策課長 沖縄県の中では観光功労者表彰という制度がございます。観光に貢献した方への表彰、また、沖縄に多くの送客をしている方について、感謝状をお送りするというような形になっております。

今回この高校に関しては、平成15年、これまでの送客に対して、これまでの修学旅行に来てくれたことに対して、感謝状をお贈りしているというところがございます。

以上です。

○高橋真委員 感謝状を送付しているという高校という関係でありましたけれど、この平和学習の実施について、この辺野古に向かうコースというのが、2015年から設けられたということでありました。ということは、そのアドバイザーの方からの年次報告書、業務報告書には、そういった記載があって、それを確認してきたということでもありますか。表彰するぐらい関係性が深いと、要するに、もう功労者なんだと、沖縄県としては、本当にそういう対象の高校なんですよ。

要はですね、何が言いたいかというと、この、辺野古での平和学習の実態って文化観光スポーツ部として知っていたんですかとお尋ねしたいわけです。

○親富祖英二観光振興課長 同志社国際高校の関わりというところで、こういった辺野古で実際プログラムを行っていたか、実際に船に乗っていたことも含めて把握はしてございませんでした。

以上です。

○高橋真委員 では、その内容について報告書には何も記載されていないということですか。

○親富祖英二観光振興課長 お話になっている報告書というのは、アドバイザー派遣に関する報告書になっているんですけども、アドバイザーというものの仕組みなんですけれども、これは実際に高校に行く前、事前と、あと事後に、最近オンラインもありますが、アドバイザーの方が高校を訪れて、それで、今度修学旅行に行くところはこんなところだよ、こんな学びが待っているんだよというのをあらかじめ説明して、実際に現場に行ったときにこういったことがスムーズに進むかということをおアドバイスする役目となっております。事後の場合はそれを振り返って、そういったことをやるものになっております。

以上です。

○高橋真委員 その中から2023年から乗船開始というふうにあります。だからその乗船の説明、報告、記録一切ないものなんですか。

○親富祖英二観光振興課長 先ほどのアドバイザーの実際の派遣の件なんですけれども、同志社国際高校からアドバイザー派遣の依頼があって、派遣したという事実はないので、そこらへんの報告書も当然ないということになります。

○高橋真委員 危機管理課にお尋ねしたいと思います。この辺野古沖の船転覆事故に関する概要というのは、どのようなソースを基に作成されたんですか。

○古堅宗一郎危機管理課長 先ほどの資料に載っている内容、同志社国際高校の修学旅行にまつわる内容は、全て同校から提供された内容となっております。

今回、事故がありましたので、具体的に言いますと、我々のほうでホームページとか報道も含めて、内容を、情報を収集していて、それについて、こういうふうな情報を入手していますけれど、それは事実ですかというのを一度確認してから、委員の皆さんには提供したと。このような経緯でございます。

以上です。

○高橋真委員 では、先ほどの徳田将仁委員の質疑の中で、これ文化観光スポーツ部、とても気になる答弁をされていたので、もう一度確認したいことがあるんですけど。

いわゆる、今回の事案について、いわゆる平和学習というカテゴリーの中において、抗議船に乗るというよりも、乗るとか乗らないとかどんな船に乗るというよりも、安全管理ができていればオーケーなんだと。安全管理ができていれば。だから、それが政治的な思惑がある、いわゆる政治的中立を損なうような教育、平和学習という判断はしないんだと。これ、それをやるのは教育委員会なんだというような私は印象を持っているわけですけど。これは平和学習について、文化観光スポーツ部は平和学習をどのように捉えているのか、見解をお伺いします。

○親富祖英二観光振興課長 答えいたします。

修学旅行誘致をしております文化観光スポーツ部としましては、平和学習については、様々な主体によって企画実施されているものと考えております。

その在り方についても多種多様となっていると承知しているところです。そのための明確にこういったものが平和学習であるということは、申し上げていないんですけども、先ほどの御質問の中での抗議船に乗るとかそういうところの話で先ほど答弁したところの意味としましては、この平和学習を教育旅行で訪れるというときの選択が、学校であり、その旅行会社を通じての学校の選択になっているので、もちろんそれを抗議船というのを隠しているのかどうか分からないんですけども、こういうのに使っているという多分御説明された

上で学校が選ばれているのであれば、それも学校の御判断だと思っていて、それで僕らとしては、その上で、実際使われるのであれば、その教育目的が達成されるのかどうかとか、当然生徒さんが見て安全なのかというところが重要ではないかということで御答弁させていただいたところです。

以上です。

○高橋真委員 不思議ですね。平和学習プログラムとか、修学旅行で平和学習といって沖縄県をプロモーションしていながら、平和学習というものに関する判断は一切学校任せと。沖縄県が判断しないというように聞こえてくるんですよ。

一方、教育委員会にお尋ねしたいと思います。教育委員会の通知もあってさっき質疑の中でも出てきましたけれど、平和学習とはどのような定義なんですか。特に政治的な中立、この部分はどのように触れているんでしょうか。お伺いいたします。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えいたします。

平和学習、もしくは平和教育について沖縄県教育委員会としましては、学校教育における指導の努力点等で平和教育は生命の尊重と個人の尊厳を基盤に思いやりの心や、あらゆる他者を価値ある存在と認識し、相互理解、寛容などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うものというふうに——、そういう教育活動として捉えて、学校教育の中で実施しているところです。

以上です。

○高橋真委員 教育委員会の視点から見て、抗議船に乗って平和学習をするというのは、この今、教育基本法のいわゆる法律に基づいて適正だと思いますか。

○屋良淳県立学校教育課長 午前中にも答弁させていただいているんですけども、まず抗議船に乗ってというような状況が、一般的にはこの教育基本法の政治的中立性の観点からは適切ではないというふうに、午前中お答えしたと思うんですけども、今回の事案について、それが果たしてそうだったのかということについては今、調査中ということですので、教育委員会の立場からは、今回のものが教育基本法に照らして適切であったか、なかったかについ

ては、お答えができないというところでございます。

○高橋真委員 一般論としてはそうだと思います。

知事公室にお伺いしたいんですけど、知事公室が所管している平和学習、平和教育とはどういうものですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 平和・地域外交推進課が実施している平和学習につきましては、これまで蓄積されています戦争体験談ですとか資料などを活用しまして、沖縄戦の実相や歴史的教訓を次世代に正しく継承するために行っております。

平和を希求する沖縄の心を国内外に発信するとともに、より多くの人に沖縄の心を理解してもらう、こういったことを目的として、具体的には県内外の児童生徒などを対象としたワークショップですとか、シンポジウムなどを開催しているところです。

以上です。

○高橋真委員 課長にお伺いしたいわけでありますけれど、沖縄県の平和学習、平和教育は知事部局に偏っておりませんか。ウエートとしていかがでしょうか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 県としても平和学習などは取り組んでいますけれども、市町村ですとか、あと民間団体、平和関連施設ですね、博物館ですとか、またあと民間の団体ですとか、ボランティアも様々な主体が様々な創意工夫でそれぞれ平和を考える機会をつくり出して実施しているものと認識しております。

以上です。

○高橋真委員 課長。広島に行きましたでしょ。比べてみてどうですか。沖縄県の平和学習は。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 広島のほうは、資料館のほうも視察させていただいたんですが、核廃絶、核被害といった実相を正確に、そういった資料館の中で伝えているという認識をしております。沖縄のほうでは、沖縄戦の実相を体験談とか、史実、これまでの研究者の蓄積などを元に正しく史実に基づいて、展示などがされているように認識しております。

○高橋真委員 課長、私が言いたいのはね、なんで今回の事件の件で平和学習のことを言っているのかというと、平和学習は大切なんですけど、教育委員会が中心ではない平和学習って心配だなと思っているんですよ。通常であれば、教育委員会は、広島の場合は、教育委員会が発達の段階に応じて、その事実を、いろいろな面でしっかり受け止めて、次世代にしっかり残していくということを担っているんですけど、沖縄県は教育委員会が中心ではなくて、知事部局のいろいろなところが中心になって、いわゆる社会運動が中心になっているようなイメージがあるんですよ、すごく。予算規模もそうなんですよ。実際どうなんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 広島県が発達の段階に応じて、平和学習のカリキュラムなどを作って教育委員会が主体でいろいろ教育されているということは承知しております。沖縄県も、この間、玉城知事が広島県知事と意見交換などを行って、平和カリキュラムの、教育庁主体で行われているかと思うんですが。そういったカリキュラムも取り組むというふうに、進めていくというふうに認識をしております。予算規模の話ですとか、知事公室に偏っているというところは、県内で行われている平和学習の実態を既に調査しているわけではないので、一義的には知事公室でやっているものが、ボリューム的に、予算的に大きいということはいえないんですけども、こういった平和学習が県内各地で行われているかというのは、沖縄県としても、今後、調査などできないかということは検討していきたいというふうに考えております。

○高橋真委員 知事部局が平和行政を持つのはいいことです。いいことだと思っています。ただ、主管が教育委員会ではないというところに、今回の根っこがないかと私は見ているわけですよ。平和学習とか、平和教育という部分は。どうしてもその政治的なカラーが、その時々の方長によって変わってくるような旗振り役がいるということは、本来の平和学習ではないような気がしているんですよ。

教育委員会が掲げる、教育委員会がしっかりと平和教育をしていく、担っていくというところに、そこに未来の可能性とか、様々な学びとか、様々な視点に立って、今後どうしていくかとかいう部分も含めてですよ。これは政治的なものは、一切抜きにして、これが中心にあるべきだと思っているんですよ。

それが中心じゃなくて、知事部局とかが、いわゆる中心となって動いてしまっているものですから、それは知事の政治的なメッセージが強く出てくるわけで

すよ。その知事の政治的な強いメッセージは、文化観光スポーツ部もものすごく影響を受けていると私はもう見ています。今回のいわゆる、県外の高校から来た生徒さんたちとか、平和教育とはこういうものなんだというふうに勘違いをさせてしまっているのではないですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 今回の事故に関して、知事公室は関与していないというところではあるんですけども、教育庁が行う平和教育に関しては、学校教育現場で行われるものだという認識をしております、それも含めた、高校生、学生も含めた、学生以外の世代にも沖縄戦の実相を伝えていくというところの取組を知事公室が担っていると。それはあくまでも沖縄戦のこれまでの体験談——、繰り返しにはなるんですが、体験談ですとか、研究者の研究、史実、そういったものに基づいて行われているので、知事のメッセージというところには、少し当たらないのかなというふうには考えています。

以上です。

○高橋真委員 知事のメッセージというのは当たらないと言いますが、影響しているわけですよ、すごく。だから本来であれば、これ教育委員会が中心となってやらなきゃいけない、この平和学習を。いつの間にか、政治になっているわけですよ。その土壌をつくったわけですよ。それは影響しているわけ。

平和学習というものは、本来もっと尊いものですよ。もっと学ぶべき。そして、その次世代にわたって、学術的なもの、研究的なもの、そして、継承といわゆる発信というのは、もう二本柱でやって行かなければいけない。本来は教育委員会が前に出ていくべきなんです、これは。

それを、いわゆる、今、文化観光スポーツ部みたいにですよ。抗議船に乗っても安全であればいいという、それだったら平和学習の概念を逸脱していないという、私たちは当事者ではないと、こんなに無責任な答弁が出てくるんです。これは教育が担うべきものを、いつの間にか知事部局が担って、そして、どちらかという政治マターにしてしまったという、大きな背景が私はあると思います。いかがでしょうか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長 知事公室がやっております事業の具体的な中身がワークショップの実施ですとか、シンポジウムですとか、学生同士の共同学習ですとか、語り部育成とか、そういったものでありますので、政治的な要素というところが、少し我々としては、そういう認識はしていないところでございまして……。

すみません。今後、教育庁のほうで、教育現場における平和のカリキュラムというのは、つくられるという認識をしておりますので、そういったこととか、教育庁のほうとももちろん連携しながら平和学習、平和教育の部分で、知事公室としても平和の発信はしていきたいというふうに考えております。

○高橋真委員 課長、多分、勘違いされている。私は、今やっている事業に批判を加えているわけではないんですよ。知事公室が担うべきでないと思っているわけ、平和学習は。まず教育委員会がしっかりと全庁的な影響力を持つぐらいの、この平和学習というプログラムの位置づけをした上で、今みたいに、知事部局が応援をするとか、そして、観光の部局で、いわゆるこういう平和学習が沖縄の中では望ましいというような様々なアドバイスをするとか、そういうところでいけばいいんです。だから、教育委員会の主体性を私は求めているんですよ。それはやっぱり知事、知事は今日いないから言えないですが。いわゆる、平和教育、学習って、教育委員会が中心になるべきだと、私は最後まで言いたいと思っています。これがないがゆえに、今みたいな、いびつな形での平和学習が修学旅行で認められ、そして今みたいに、この時々、の首長とかの影響、政治の影響を受ける平和学習になっているということは、沖縄県の平和学習のデメリットだと思っているんです。何で、広島みたいにできないんですか。あんな立派な事例があるのに。

教育庁いかがですか。

○崎間恒哉教育指導統括監 どうもありがとうございます。

学校においては、現在、慰霊の日の特別授業、そして戦跡巡り、平和祈念資料館等の調べ学習とかの平和学習、これを行っています。

その中で、今現在、高校生が主体となって、平和劇の発表や、中学校に出向いた平和ワークショップと、そういう生徒たちが主体になった取組が、今、進んできているところだというふうに認識しております。

昨年度ですね、80年に合わせて、広島から講師を招いて本県としても平和カリキュラムをつくる方向で、今、検討を進めているところです。

先生方の平和教育の資質向上に向けても、広島県の講師を招いての取組ができないかというふうに検討しているところであります。

引き続き、沖縄戦の実相、教育の次世代への継承に向けて平和教育の一層の充実に努めて行きたいと考えております。

○高橋真委員 多分また勘違いされている。別にその教育委員会の平和学習と

か今までの取組についてということではないんですよ。沖縄県が実施する平和教育は、教育委員会が中心となって進めるべきだと言っているんです。そこにサポート的に知事部局があったり、今みたいな文化観光スポーツ部というのがない限り、今みたいな政治主導が行われるわけですよ。そうすると、こういう悲惨な事故が起きたときに説明ができないわけ、一切。それは教育委員会の平和教育に対する姿勢の弱さですよ。もっと強く、知事部局ではなくて、教育委員会が平和教育を担うべきです。学習を担うべきだ。そして、様々なそういう連携もしていくべきなんです。

いかがでしょうか、知事公室長。

○多良間一弘知事公室長 知事公室におきましては平和を考える機会を創出する取組というものが、平和学習という形で実施しておりますけれども、今おっしゃっている平和教育という部分につきましては、学校現場における平和教育という部分と、我々、知事公室において行っている学校教育以外の部分も含めた幅広い意味での平和学習という部分との違いがあるのかなというふうに捉えております。

そういった部分におきまして、基本的な考え方としましては、中立性を保ちながら、様々な意見を情報提供、平和学習を受講される方々に提供されるような場を設けながら、それぞれがですね、それぞれの部局の所管、所掌事務、そういったものに基づいて、それぞれ実施しているものだというふうに捉えることができるところでございます。

○高橋真委員 だからできてないから言っているんですよ。実際にできてないではないですか。今、文化観光スポーツの修学旅行ナビの件を含めましても。平和学習という概念と捉え方も含めて観光だけ、観光の分野、修学旅行の分野という受け入れる分野というだけではなくて、沖縄県の平和学習、平和教育とは、こういうものだというものがベースにないから、こういういろいろなことが起きるんですよ。それだけはしっかりと認識していただければと思います。

あとは知事に聞きたいことなのでいいです。

終わります。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
大田守委員。

○大田守委員 今回の沖縄県修学旅行推進協議会の資料というものが出ており

ます。その3ページ目ですか、まとめのほう、最初に、この協議会はこの辺野古の今回の転覆事故に関して開かれた協議会だと思うんですけども、その最初にですね、辺野古の転覆事故に関する情報共有については、意見は特になしという形になっているんですけども、本当に皆さん方、ちゃんとこの情報どういった形で共有しようかという、そういった話までいかなかったんですか。

○親富祖英二観光振興課長 今お配りさせていただいた資料の中で、修学旅行推進協議会の概要というところでお配りしておりますけれども、その中でおっしゃるように、意見は特になしでございましたが、こちらについては危機管理課のほうにも御参加いただきまして、本日の委員の皆様にお配りしたような概要的なものでお配りして、同じような形で御説明差し上げました。

そうしたところ委員の皆様からですね、内容についてももちろん事故の概要とか報道で知っているものもあるんですが、改めて正式な正確な内容というのをお伝えしてというところでありました。ですので、それについて新しいこの事実を何か発表したということとはなかったこともありまして、あと説明の内容に御納得いただいたと思っているんですけども、そこについての議論ですね、原因が何だったのか責任は誰だとかなどではなくて、どちらかというところ、次の議題で、今後気になるところは何だったのか、どうしていこうかというところに主眼が置かれた協議会だったのかなというふうに思っております。

以上です。

○大田守委員 県の職員も入っていますよね、この中に。コンベンションビューローも入っています。そういった中で、今回の事故に関してのいろいろなものをこれまで質問が出ました。

平和学習で偏っている平和学習のやり方、そして船に乗ってまで行っているのかどうか、そういう点も含めて本当に情報共有されたのかどうかなど、これ全く分からないですよ。

今おっしゃったように、今後のことを中心にしてやってまいりましたという形であれば、今後のことも、これは結果的に私は何もできないと思っているんです。やはり、この転覆事故がなぜ起きたのか。波浪注意報が出ているのになぜ出航したのか。そして、リーフサイドというのは、風があると一番波が立つんですよ。普通、海を知っている人であれば、ああいった形のときはリーフには絶対近づきません。巻き込まれます。そうなってくると、やはり操船技術に問題があったのではないかと、そういったものが情報共有としてなけれ

ば、今後のことは話合いができないと思うんですよね。表面上だけで集まったのかなとしか私は見えないんですよ。今後、しっかりとそういったことはやってまいりますか。

○親富祖英二観光振興課長 今委員のおっしゃられた中では、波浪注意報が出ていたとか操船技術とか、そういったところについてまさに捜査中の内容でございまして、具体的にどこに問題があったとかそういうことの情報提供はその場ではされませんでした。

ただその一方で、旅行会社を通さない手配だったことですか、そういったところにつきましては、もちろん共有させていただいて、この資料の主な意見の中にもあると思うんですけれども、今後の対応の中にも個別手配の場合は旅行会社を通じてチェック体制の構築が必要ではないかとかいうところで、全てが明らかになって捜査が終わってから協議会を開催するというような選択肢もありはしたんですけれども、それではやはりちょっと遅いだろうということで、現状その時点で分かっている資料を基にまず御説明をして、それについても限られた範囲だったのかもしれないんですけれども、御意見いただいてという形で、今回進めさせていただいているところでございます。

○大田守委員 今回はですね、この転覆事故に関する協議会としながらですね、さっき言いましたああいったときにはリーフのサイドというものは波が高くなります。そうするとどうしても現場のウミンチュの話も聞かないといけないんですよ。やはりそういった方々を入れる。これをしないと、今後も同じ形になると思います。

私は再度、この協議会を再度やるべきではないかなと思っています。そういった現場をよく知っている方々もお呼びして。それをしないと、転覆事故の本当の情報、原因が分からなくなると思います。

今回はただ単純に学習内容がどうのこうの、船が抗議船だとかそうではなかったか、そういったものよりも、なぜあの状況の中で船が出ていったのか。なぜあのような状況の中でリーフサイドに近づいたのか。そして、なぜ最初転覆した船を助けるために次の船がなぜ行ったのか。海を知っている人であれば、自分の今乗っている船、それが定員いっぱいいっぱいであれば、まず一旦、港に行きますよ。この人たちの命を確保してから救出に向かいます。

あともう一つは、近くには海上保安庁もいらっしゃいます。なぜそれがすぐ動けなかったのか。連絡はどうなっていたのか。そして、亡くなった方が大変残念でありますけれども、70分後ですよ。70分この船の下にいた。この船

の下をなぜすぐ搜索ができなかったのか。これはやはり救助に向かった方々が素人だからです。

あれを本当に危機管理を持っている団体であればそんなことしません。浮いている人は、みんなライフジャケットをつけています。浮きます。頭を押さえて沈んでも浮いてきます。そうすると、やっぱり船底に、かかったのではないか。やはりそういった危機管理が、今回の事故に関して全くなっていない。こういった情報共有をなぜもう一度しなかったのか。

今回は情報共有と言いながらも、まずあれよりは、もう捜査中だからといって、それはそのまま置いといて、そして、次からどうしようかという話が主体になったのではないかなとしか私には見えません。

○大城清剛観光政策統括監 3月30日の修学旅行推進協議会は、今委員がおっしゃったようにですね、皆さんのそういう疑問、知りたいという気持ちはあったかと思います。本当に非常に悲しいという声が多数上がってありました。それでただ、今、捜査中なので、もう今私たちが把握しているのはこれだけですという説明をしましたので、それ以上の質問とか意見は出なかったと思っています。

我々がこうやらなければいけないのは、今後二度とこういう事故が起こらないように、今この会として、どういう対策を取れるのかというのを中心に、話が出て、やっぱり委員の皆様からも今後はこういうことを気をつけなければいけないとか、自分たちの組織としては、こういう安全管理のほうも組織の中で話し合っているよとか、いろいろな今後のことについて意見が出たものですから、そういう内容になっているというふうな認識であります。

以上です。

○大田守委員 そうであれば、これは捜査完了して、全て分かった時点で、あと何回か開く。これは今予定として、計画としてありますか。

○大城清剛観光政策統括監 この推進協議会でも、説明のほういたしました。が、今後捜査が進んで、原因のほうとかはつきり分かった時点で、また皆様集まっていただいて、そのような協議会の場とかを設けたいというようなことは説明しております。

○大田守委員長 この点に関しましてはね、しっかりと分かった時点で、本当に現場を分かるウミンチュの方々も含めて話をされてください。

そうでなければ、二度と修学旅行では船には乗せないという形でやるのかどうかです。

360度海に囲まれた沖縄県で、やはり修学旅行で来る場合、きれいな海、そして熱帯魚やサンゴ、これを見に来ると思います。

亡くなった——さんでしたっけ。——さんもおっしゃっていますよね。美ら海水族館には行きたいけれど、美術館の怖い絵を見るよりは、お友達ときれいなサンゴ礁を見るほうが楽しそうじゃんと。沖縄に来る前の言葉なんですよ、お母さんと話し合った。

だからこそ、この修学旅行の皆さん方は、私は平和学習というよりは、やはりそういったものを楽しみに来ていたんじゃないかなと思っています。その中に、学習の一環として平和学習が入ってくる。私はそうだと思うんですよ。

ある民間でやっている民泊の皆さん方も海に連れていきます。ただし、くるぶしより上には絶対つけさせない。それとともに、たまたま島ぞうりで来ていたグループがあって、足を結構深くつけたんです。あれでも駄目だ、靴を履きなさいと。でも、私も一般質問でやりましたよね。この修学旅行の安心・安全どうなっているんだって。そこをしっかりとやらないと、沖縄県が言っている修学旅行の誘致をしたって、こういった事故が起これば、二度と沖縄に来ませんよ。だからこそ、安心・安全、その団体は、帰る前に、感激する以前に、けがひとつしないで家に帰ってちょうだいと。家族が待っているのは、けがひとつしないでうちに帰ってくる、それが一番のお土産だと言っています。

そして平和学習は、わざわざ海から辺野古見なくても、沖縄の言葉にありますよね。ヌチドゥ宝。イチャリバチョーデー。ある組織は、それを言っています。この2つの言葉を、沖縄のお父さん、お母さん方から学んでちょうだいと。そうすると、平和というのが分かりますよと。こういった危険を冒さない平和学習もあるんです。

ちょっとすみませんね。これ、ちょっと時間を取ると思うんですが。すみません。

これですね、——さんのお父さんが言っている言葉です。

「沖縄や辺野古という場所は、平和、戦争、命、歴史、基地、環境、国防、日米関係、地政学といった、様々な現在進行中の課題を肌で感じるができる場所です。もし学校教育の一環としてここを訪れるのであれば、これらを多面的に考える場が提供されるべきかと思います。しかし、どちらか偏った情報を一方的にインプットされるのであれば、それはもはや平和教育ではありません。そのような場に、研修旅行と称して生徒を連れていくべきではありません。」

これをお父さんが言っているんです。

本当に今回の事故を反省してやるのであれば、私は今の沖縄県の平和教育含めて平和ガイド育成、これも含めて、そして今回の海までこういった形で連れて行くのか。

確かに、マリン体験あります。あれはホテルの前のビーチが主体。監視員がちゃんといます。マリン体験であれば、あれでもいいんですよ。

今回なぜ、あれだけの状況の中で、船を出して、子どもたちを乗つけたのか。そこが問題なんですよね。県に教えたいのは、これはもう答弁要りません。言いたいのは、今後こういうことがないように、今言った亡くなった方の言葉、そして保護者の言葉、これを教育委員会含めて、県のそういった平和関係、文化観光スポーツ部を含めてですね。やはりそこでしっかりと、こういった言葉を自分たちのものにする。これがない限りは、私は同じようなことが起きる可能性があるなと思っております。だからこそ、今回の推進協議会のこの資料を見たときに、一番最初に、上のほうに、情報共有が特にありませんでした。大変がっかりしました。ただ、今お話聞きますと、再度しっかりとこれをやるというので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 今、やり取り聞いていて怖くなったんだけど、これからこの事業あり得るの。皆さんどう思っているの、これ。今後があるの、これ。どうなの。

今、これを審議しているんでしょ。これ事故が問題だって話ではないんだよ。こういう形の平和学習がいいのかどうかということも午前中からずっと議論されている。片や平和教育の在り方というのはどこに主管があるのかというのをやっているけれども、私はこの事故のこれからのことがまたあり得るのかというのが一番心配。それを答えてください。

○親富祖英二観光振興課長 委員御質問のこのような修学旅行の平和学習の形態が続けていかれるのかという御質問と理解するんですけれども、確かにその点につきましては、学校側が選択といいますか、手配をするものになっていたの、私ども沖縄県として、これを止めるとかそういうことはなかなか難しいのかなというふうに思っています。学校のほうで、今後どうするのかというこ

とが、今後話を行われていくのかなというふうに理解しております。

以上です。

○呉屋宏委員 今のがあなた方のスタンスなんだね。あなた方はそれをどうやって止めるかという、この政治的な活動の中に入れないような方法を考えるということではなくて。

○親富祖英二観光振興課長 その前提としてはもちろんあるんですけども、それは二度と起こさないためにですね、今回の課題を踏まえて、どのような対策が取れるのかというの、旅行会社も含めて協議会でも議論しているところなんですけれども、そちらの対策をしっかりと行って、今回の問題となっていた学校が直接手配して、この旅行会社の網といいますか、チェックがかかっていなかったのではないかとという課題と、あとこの船の事業者のほうで、本来取るべきであった許可とか届出をしてなくて、そのために、恐らく届けがあれば、もう少し危険が少ないような安全運航のための仕組みがあったと思うんですけども、そちらがなかったのではなかろうかというところがありますので、そちらについてはしっかりと是正といいますか、改善をしていくことで、沖縄を訪れても、安心・安全な修学旅行ができるよということは、当然、これは行っていきたいと思います。

その上での話でした。失礼しました。

以上です。

○呉屋宏委員 辺野古で、この船に乗って、沖側からこの辺野古の埋立ての状況を、この船長が説明をする。この説明の内容というのは、偏った説明になるよね、当然ね。推進するという話でもないでしょう。これを世の中では偏っているって言わないの。

○親富祖英二観光振興課長 申し訳ございませんが、説明の内容は承知していないところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員 これで済まされるの。今、これが問題になっているのではないの。教育的な観点から、こういう政治活動だとか政治行動だとかの中に子どもたちが入っていくことが問題だと僕らは思っている。であれば、ここで何が言われているかも分からない。内容は分かりませんで逃げられるのかっていうこ

とさ。

だから、僕が言っているのは何かというと、そもそもこの今までやってきたことが、これからも行われるのかどうかというのは、あなた方観光が判断するものかどうか分からないけれど、どこがやるか分からないけれど、これは、これから続くの。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

まず、私どもの文化観光スポーツ部としまして、修学旅行誘致を行っている立場から、この再発防止というのを検討しているところなんですけれども、その中には先ほど申し上げた、この独自手配の場合であっても、どうにか対策が取れないかとか、そもそもマリンレジャーとか、その他のアクティビティを含めて、安全確保というのを再確認すべきではないかということも含めてですね、その中の1つとして、当然、修学旅行のことについて、今回、文部科学省のほうから通知も出ておりますので、そちらの趣旨を踏まえて、再確認していただきたいということも含めて、対策といいますか、お知らせする、注意喚起なりには、含めていきたいと考えております。

以上です。

○呉屋宏委員 確認しますよ。船の安全性が確認された。海の安全も大丈夫だった。であれば、またこれは復活をするということで、今、マスコミの皆さんもいるけれども、そんなことをあなた方は考えているということなんだね。

○親富祖英二観光振興課長 修学旅行を誘致しています文化観光スポーツ部として今言ったような安全対策の確認というのを取って、今回のような事故が二度と起きないように進めていくというところでございます。その中で、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、今回の事故を受けて改めて文部科学省が出されている通知というのがありまして、その中で午前中から御質問ありました、中立性とか、幅広い議論ができるようにという、そういう中での教育の在り方、修学旅行教育の在り方というものがありますので、そちらを踏まえた形で実施されるように、これも改めて注意喚起とお知らせをしていく予定としてございます。

この実際の実施をどのような形を取られるのかというところはですね、もちろん一義的な学校の判断となるんですけれども、こういった今回の事故を受けて、どのような選択をされるのかというところについては、それぞれ情報提供とかしていきたいと考えております。

○呉屋宏委員 おっしゃるようなことであれば、同志社国際高等学校、ここ以外の活動の中で、ここ以外が同じようなことをやっている学校があるの。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

今回の事故を受けまして、この事故を起こした船を運航している団体に対して、修学旅行において同様な、活動でのプログラムを利用した学校があるのかということを確認しました。

そうしましたところ、この団体からはですね、記録として残っているわけではないそうなんですけれども、いろいろ関係者に話を聞いたところ、今回の学校以外でも、修学旅行で乗船体験した、過去あるとの回答があったところです。

以上です。

○呉屋宏委員 今あなた方のこの話を聞いて、あなた方は今、どう考えているの、この事故について。抗議行動なのか、平和学習なのか、僕はよく分からないけれど、それを見て、あなた方はどう考えているの。観光に携わるあなた方としては、これをどう見ているの。観光の一部だから、ちゃんと危険性を除去すれば、なんでやってもいいのではないかという話なのか。さっきの答えでは、文科省がどうのこうのって話も出てはいるけれども、明らかに、これはおかしいと思うから、これが問題になって、文科省からも、沖縄県に対して、こういうふうにあっていいのかという部分は通知で来ているはずだよね。そこら辺は本当に、もう僕は腹立たしくてしょうがない。

これね、正直言いますけれど、これが事故が起こって、恐らく修学旅行で来ている子どもたちが、反対の運動のところで、工事現場に、船を出して見に行っているというのは、沖縄県民は、ほとんどの人が初めてだったと思うよ。それを聞いて、亡くなった生徒が出てきて、本当に沖縄県民は驚いていると思うよ。それを本当に再開できるのかと。だから、あなた方が座っている席と、我々が座っている席、特に我々が座っている席というのは、県民に近い席なんだよ。あなた方は、そうではないわけよ。今の答弁聞いていると。だから、県民の思いというのは、多分、こんなことをやるべきではないと思っているのが僕は大半だと思う。これを真剣にもう一回考えて、さっきみたいに危険性が除去されればとかって言われたら、来年でもまたスタートするのかな、そんなふうにしか聞こえなかったの、僕は心配になっているんだけど、もう一つほかの質問をします。

これ、この活動がはっきりして、この船の上で、この船長がこの子どもたちに、容易にどんなことを話しているかということは、あなた方想像はできるでしょ。どう思うこれ。サンゴ礁の話をしにそこに乗せて連れていっているの。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

先ほどの答えと同じなんですけれど、どのような話を船長が説明しているのかということについては、把握してございません。

以上です。

○呉屋宏委員 他の船長もいらっしゃるし、あるいは、その活動家もいらっしゃるわけだから、どんな話をしていたかというのは、ちゃんと聴取をして、明らかにしてほしいと思います。どうですか。これできますか。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

はい、今回の事故の原因となりました船の船上の活動・学習でどのような形で説明がなされていたものかというところは、調査ができるのかも含めて、調査ができるという場合には、県の実際の関わりがあって何か報告義務がある場合はすぐ確認が取れると言えるんですけれども、今回関わりがないので、できるのかどうかを含めて、この団体への連絡も含めて、検討させていただければと思っております。

○呉屋宏委員 あなたの答弁からすると、県が分からない、あるいは我々が見えないところ、あるいは我々が所管していなければ、沖縄県では何やってもいい、我々知りませんというようなことなの。我々が調査をする必要がないと思ったら、それは知らなくてもいいという話なの。そういうふうにしか聞こえないんだけど、僕には。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、観光振興課長より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

親富祖英二観光振興課長。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

まず、私どもが何をするのか、何もしないのかというところにつきましては、この事故の原因とかも踏まえて、関係者も含めて、再発防止、二度と起こさないための対策というものをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

その上で、平和学習として行われているという今回の内容について、今後どうしていくのかとか、そういったところなんですけれども、午前中の答弁でも述べさせていただいたところではあるんですけれども、平和学習、幅広いものがありまして、その中で活動の実態、海に出る場合もありましょうし、陸から見る場合も、いろいろな形があります。その中で、どういう素材を選ぶのかというところも、こちらとしては、こういう範囲からという中で、今回示してはいない、ナビにも載っていないではあるんですけれども、学校のほうでこれを選択するということになった場合に、止めることはできないんですけれども、先ほど言ったように危ないことがありましたという情報共有とかしながら、まずはやっていきたいと思っております。

その上で、調査といいますか、そういったことをするのかというところにつきましては、先ほど答えたとおり、できるのかどうか、相手方に聞いて答えてくれるのかというのがありますし、ほかの団体も出てくるのかとかあるんですけれども、まずは実施に向けてといいますか、できるのかどうかも含めてですね、検討させていただきたいというように考えております。

以上です。

○呉屋宏委員 僕は、県議会にきて、こういう基地問題というのはなかなか触らない。その僕が今、頭にきているのは、何かというのは、子どもがここに関わってきているから、頭にきているんだよ。

あなたの今の話というのは、いいか、全ての実態を細かく調べて、実態が明らかになって、それで次どうするかの話であってね。ここがしっかりと調査ができていない中に次はありませんよ。どんなことが行われてきたか。例えば、2015年から海には出ないで、そのコースの中で平和学習ということで辺野古に行っていて何が行われてきたのか。23年から、海に出てきて何が行われてきたか。その全てを全部分かった上で、それから今後の平和学習とはどういう学習、観光、あるいは修学旅行につなげていくのかというのは、これからの方針を出すのであって、ここができない前に、方針から先に出すことはないと思うよ。どう思う。

○親富祖英二観光振興課長 まず観光の立場、県の立場としてなんですけれど

も、二度と起こさないための対策をまずやっていきたいというふうに思っております。その上で、委員のほうから、全てが明らかにならずなかなか難しいというところも御指摘もございました。とはいえ、全ての調査、特に事故調査の話とかになりますと時間もかかってしまうところもあります。それを待っての対策というのも、もちろん必要だと思うんですけども、うちの観光の分野としましては、まずは分かっている範囲からでも、取り得るところは早めにやっていきたいというところで、取りまとめた推進協議会の皆様の御意見も伺って、イコール事業者の業界の皆さんの実際の御意見も聞きながら取り組んだんですけども、取りまとめて、再発防止に取り組んでいきたいと考えております。

あと学校のこれまでの取組とか、そこまで細かく調査というか、把握するべきではないかというのはごもっともだと思っております。その上で学校のほうとも、今後は、午前中にも少し答弁させていただきましたが、しかるべきタイミング、学校の混乱も収まって私どもが取るべきものをまとめた頃に御連絡をして御訪問しながら、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、その中で、私どもとして学校に対してできることというのも伺いながら、二度と起こさないということを念頭に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○呉屋宏委員 僕があなたの答弁を聞いていてとっても気になるのは、危険性が除去されれば、それからのことは後から考えようというような部分。つまり、危険性がなくなったときにはもう一度この事業をやろうというふうにしか聞こえないわけ。その後ろに、学校とも相談しながらという話になる。

僕らは、この事業で、海に入らなくても、陸側から見るとしても2015年から設けられているこの事業自体が、政治的な分野、ものをね、その中になんていうか、投げ込まれているような気がするんだよ。

このこと自体が問題になっているんだよ、僕らのところでは。海がどうか、陸がどうかとかという、そういう問題ではないんだよ。

修学旅行で来る10代の子どもたちにこういう教育をやっているのかというところが問題で、さっきから高橋委員からもあった、これは教育委員会が持つべきではないのかとかというのは、そこから来ているんだよ。何にもこの、これまでの一貫した質問の中に、そのことが全く分かってないような気がしてならないんだよ。

これね、こういうことも言われている。同志社国際高校生徒へ辺野古の座込みをお願いするしおりが配付されていたのは事実かということも質問してくれ

というのが投げ込まれてきているわけ。

この実態はつかんでいるの。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

今回の報道などを踏まえまして、そういった事実があるのかといいますと、今回のへり基地反対協議会さんですね、船を運行した団体の方がこの学校のほうにお願いをして、この周囲に座込みとか抗議行動について、しおりに載せてもらうようお願いしたことがあるのかということにつきまして、団体のほうに連絡を取って確認をしてまいりました。団体のほうから連絡いただきまして、その中では回答としましては、同志社国際高校のしおりに掲載はされております。

ただ、その際の依頼といいますか、流れとしましては、へり基地反対協議会のほうからお願いをしたということではなくて、へり基地反対協議会のホームページ、活動の内容等載せられているんですけども、そちらを団体紹介ということとしおりに載せたということを聞いております。お願いしたものではないというふうに確認しております。

以上です。

○呉屋宏委員 たまたまそれを目にしたから、その人たちがビラを持っていたということなの、しおりを持っていたということなの。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、観光振興課長より質問趣旨の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 僕が見ているのは多分、修学旅行の生徒に配られるパンフレットの中での、Aコース、Bコース、Cコース、DコースのDコースだ。これを聞いてどう思う。生徒に配られる修学旅行のパンフレットの中にコースがあるんだよ。あなたがさっき答弁したと全然違うよ。ホームページを見てから、それから確認するという話ではないよ。

○親富祖英二観光振興課長 私が先ほど答弁いたしましたのは、へり基地反対

協議会という団体がホームページを持っております。そのホームページに、その団体の活動の内容とかが載っているページがございます。そちらを例えば紙に印刷して、それを修学旅行のしおりとして、学校が作るしおりに載せているという事実を確認したということでございます。

○呉屋宏委員　じゃ、これは学校がヘリ基地反対協議会のホームページから何か取って、それをこの修学旅行に行く生徒たちに、これをDコースだとか、Aコースだとかということ載せて、学校が配ったということ。そういうふうに理解していいのか。

○親富祖英二観光振興課長　はい、修学旅行のしおりというのは、旅程とかについては旅行会社が作成しますけれども、しおりとしてまとめるのは学校ということになってございますので、それから考えますと、学校のほうが入れ、配ったというふうに認識しております。

以上です。

○呉屋宏委員　分かった。じゃこれは学校が配ったということだから、学校の責任というのはもっと大きいと僕は思うよ。これ学校がやったということであればね。ま、でもあなた、これ正式な開会中のこれ、答弁だから。議事録に載るんですよ。そこは理解をしてくださいね。

それと、僕は、一番最初にこの事故を見たときに、とっても感じたのは、話が少し違うけれど。3月16日の午前10時10分頃、こういう事故が起こったということで、ここに書かれていますけれども、これ水難救助ってものすごい、分単位、秒単位で人の命が助かるか助からないかというのが出てくるんですよ。これね。消防に通知があった、消防が着いたのは何時。まず、通知があったのは何時に着いたのか。

○喜屋武豊消防防災対策課長　お答えします。

第十一管区海上保安本部に確認したところ、消防には10時24分、中城保安部から消防へ発生の通報があったと。119番通報があった。これは恐らく救急車の手配かと思われます。

○呉屋宏委員　それはそうだよな、火事ではないんだから。いいですか。まず、これ正確かどうか分からないけれど10分に転覆をした。それから14分たって通報がいつているということ、この14分の差というのは、人の命が助

かるか助からないかのギリギリの線なんです。普通は溺れたときに、呼吸停止して5分なんです。

これね。14分のタイムラグというのは何なのか、教えてくれ。この通知をしたのはどこなのか。これ反対協は何をしていたのか。そういうところを明らかにしてくれないか。

○喜屋武豊消防防災対策課長 正式にはまだ調査中ということでお答えいただいているんですけども、10分にそれを確知して救出救助活動を行っているものとこちらとしては認識しております。それで、病院に搬送する手はずが整ったので、先ほどの消防に通知して救急車の手配をお願いしたというふうに考えております。

以上です。

○呉屋宏委員 僕はね、この初動がとても大事だと思っているんだよ。人の命って。こういうところが、この船に乗せている反対協というのかな、この辺野古の反対をしている団体がだよ、船に乗せて、そこから子どもたちを引き上げて、そこから通知をしたということであれば、当然病院に着くまでに30分、40分かかるよね。

だけど、これ事故があって、危ないと思ったら、いかにしてこう、救急を呼ぶかということが、僕はとても大事なことだったと思うんだけど、こういう体制というのは、修学旅行のあちらこちらで確認はされているの。学生が行くところというのは、何か事故があったときには、こういう体制でやってくださいよみたいなところは、皆さん連絡を取り合われているの。

○喜屋武豊消防防災対策課長 いえ、修学旅行だから特別ということではなくて、事案が発生したら、こういう体制で通報が行くという手順というか、それを共有しております。

○呉屋宏委員 これもう一回ね、考え直したほうがいいと思うよ。いいタイミングだから、これもう一回、とにかく、僕この間も言ったんだけど、1人の命が亡くなることによって、この学校の修学旅行も全部台無しになるからね。そういう事案なんだよ。だから、恐らく楽しい思い出というのは、恐らくこの同志社国際高校というのは、同級生含めて嫌な思い出に多分なるんだろうなということを考えているものだから、しっかりとこちら、観光で受ける側としては、しっかりとそこら辺の体制は組んでほしいと思いますので、これはもう答

弁は要りません。

よろしく願いをして終わります。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 今回のこの辺野古での転覆事故においては、県は皆さん方はこれ、抗議活動の一つと思っていますか。平和学習ということで思っていますか。どうですか。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

今回の事故における活動については、抗議活動を行っていたということは聞いてございません。

○島袋大委員 ですから、抗議活動は行ってない中で、確かにそうですよ。抗議活動を行ってなかった、この日はね。しかし、生徒の皆さん方が乗った船は抗議船だったわけですよね。その中で、これ抗議活動の一つだったのか、あるいはこの船に乗って平和学習の平和ガイドを受けたのか、こういった認識を持っていますか。

○親富祖英二観光振興課長 学校の説明としても平和学習であったというふうに聞いておりますので、そのように認識しております。

○島袋大委員 ここは、皆さん方がいろいろと専門分野ですから。文化観光も教育委員会もいろいろあると思いますけれども。我々が考えている平和学習というのは、嘉数高台公園から普天間飛行場を見て、こういった形で、面積がこうこうですよと受けるレクチャーと、あるいはガマの中のほうに行って平和ガイドが説明するということね。あるいは、辺野古にしても陸のほうから、こういった形で説明を受ける。いろいろな面で、ひめゆりの塔も含めて、平和ガイドの皆さん方からいろいろなお話を聞く。これが一つの平和ガイドと私は理解しているんですよね。

今回のこの修学旅行の一環の平和学習というのは、まさしく、私、皆さんが何回も言っていますけれど、抗議船に乗って、こういった形で、ブイの区域外のところに行って、非常にこう高波で、こういった形で事故が起きたわけですよね。だから、学校側からこの平和学習の一環って言っているけれども、そ

の船の上でどういった、先ほどもあったように、どういった説明を受けたのかというのが、分からない状態でしょ。この辺は学校側と、どんなふうな話を聞くという意見交換、話合いの返しは来ているんですか。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

現時点においては、学校側と訪問についての直接の連絡というのは取っておりません。

先ほど来申し上げておりますように、学校のほうの混乱といいますか、対応というのが、なかなか忙しい状況であるだろうなということと、行く際には、私どもは再発防止策といいますか、こういったことを今後やっていきますというように取りまとめてから、お伺いしたいなと思っておりますので、現状においては、まだ連絡は取れておりません。

その上で、委員がおっしゃっているような、どういったことを話し合うのかというところまで、現時点では日程は決まっております。

○島袋大委員 ですから、通常の平和学習は、今私が先ほど述べたのが平和学習という、私たちは認識なんですけれどね。今回はあまりにも、こういった形で船に乗って、このブイの外側かもしれないけれども、高波が予想されているところに行った。ここが今までの修学旅行と違うんだけれども、ここは、この同志社国際高等学校は、何回かやっているからということで、この団体と皆さんで、意見交換、やり取りをしてやったと。そこは県は認識していなかったと言っているけれども、今言ったように、この船に乗って、我々の認識では、抗議船に乗って、平和ガイド、平和学習受けたと言っているけれども、これどういった形で、説明を受けたという流れというのは、学校側と協議したはずだから、ここは皆さん、どういったカリキュラムの中で平和学習を行いますよと、通常やるんじゃないですか、修学旅行でね。こういった形で説明しますよとか、この団体と学校側がどんなふうなヒアリングを受けてスタートしたかというのは、ここはこれから時間をかけて皆さん詳細を確認をするべきではないのと思っているんだけれど、どうですか。皆さん方は関係ない、学校側での協議だから関係ないということですか。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

今回の修学旅行における事故を受けまして、実際にプログラムがどう組まれたとか、実際どういう活動をされていたのか、また実際に起こったときにどのような対応をしたかにつきましては、一義的にはまず、発注側の京都側のとこ

ろでの検討で、それを受けて、沖縄県側のそういった修学旅行を誘致して、企画して来ていただいている学校ということもありますので、今後の安心・安全な修学旅行の場所としてのPRもありますので、こういった形ができるのか、特に今度訪問することも予定していて、もちろん、これからのアポイントとかもあるので、まだ分からないところでもあるんですけども、今後含めて意見交換できるのか、また、旅行会社とのつながりというのもありますので、その中で、そういう情報収集ができるのかということも含めていきたいと考えています。

ただ、根本的にといいますか、仕組みとして、実際に学校が行程を決める際に当たっては、学校と旅行会社で決めるものですから、事前に県のほうで把握するというのは、なかなか難しいところがあるというのが実情でございます。

○島袋大委員 今回、辺野古の転覆事故に当たって乗った船、不屈と平和丸。皆さん方、県のいろいろな、文化観光もあれば、教育委員会もあれば、辺野古担当課もあればね、この2隻の船に関して、皆さん方の認識は、抗議船と思っていますか。平和学習をするための船と思っていますか。どうですか。

○親富祖英二観光振興課長 文化観光スポーツ部としては、報道とかで知る範囲ですけども、抗議船に使われている船に平和学習という目的で乗船したというふうに認識しております。

以上です。

○島袋大委員 不屈、平和丸も含めて、この所属しているこの船の団体が、ヘリ基地反対協議会という団体だけでも、この団体がどのような団体かというのは皆さん方把握されていますか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 辺野古新基地建設に反対している団体だということふうに承知しております。

○島袋大委員 この団体、そういう団体の皆さん方が所有している船に乗って、高校生が修学旅行で平和学習を兼ねたということになったら、皆さん方普通、感覚的に、これ抗議船に乗って、抗議をするような形にならないかなというのは感覚的にどう思いますか。普通一般的な、一般の県民、国民だったら、そういうふうな考え方になると思うんですけども。どうですか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 今回の事故については、抗議船を活用して、あくまでも平和学習を行っている最中に起きてしまった不幸な痛ましい事故だというふうに聞いております。

○島袋大委員 この事故が起こって、私もいろいろ気になって、資料を調べていろいろやっていますけれども、この参考資料としていろいろ確認したら、この不屈の船長だった、金井さんの不屈からの便りという本を読ませていただきましたけれどね。その中でも、この辺野古の海上抗議行動は、船とカヌーが一体となって進められているというふうに書かれているんですよ。その中で、「幸い、安和栈橋行動で使っているゴムボートは大丈夫ですし、安和栈橋での抗議活動が支障なく行うことができる。」。これまさしく抗議活動と連動しているんだよ。辺野古の抗議も安和栈橋も。そこで、「2007年、2010年の海上行動では、今ほど安全に対するみんなの認識も高くなく、ともかく体を張って基地建設を止めることに一生懸命でしたから、あと一步間違っていたら死んでいたという経験をみんなは一度や二度はしています。そして、実際2014年に、仲間の船長が一人命を落としてしまいました。命を守るための戦いなので、自分の命も仲間の命も最大限大事にしながら、海では人は簡単に死ぬことを肝に銘じて、無事に帰ってくることを第一にこれからも活動していきたいと思っています。」というふうにね、本に書かれているんだよね。まさしく、こういった考えの下での抗議船を、若い命の子どもたちを乗せて、この抗議船の上で平和学習をしていることはありえますか。普通感覚的に我々大人としてどう思いますか。ここ聞きたいんだけど。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

先ほどと同じような趣旨の答弁となりますが、今回の事故に遭ったときの行動としましては、抗議船を活用しつつも平和学習を行っていたものと認識してございます。

○島袋大委員 ヘリ基地反対協議会の先ほど出たように、ペーパーね、その中身ね。

「大浦湾側は波の荒い日が多く、海上行動も大変だ。カヌーと抗議船でペアを組みながら抗議活動を進める。ゲート前には規制のために機動隊が出てくるが、海には海上保安庁が規制に入る。海を守る海上保安庁が海の破壊に手を貸す。ばかなことが起きている。」と書いてあるんだよね。

どう思います。こういったね、抗議船に乗ってカヌーをして、区域内に押し

込むようなこととして、何かあったら海上保安庁が皆さん方が助けてくれるだろうという認識で、もう戦う姿勢なんですよ。

この下に今回の事故ね、こういった形で不屈が転覆した。平和丸が追っかけていった。しかし、あそこに海上保安庁がいたからこそ、ゴムボートの子どもたちを救い上げて乗せたんですよ。この皆さん方は、団体は、海上保安庁を敵視ですよ、敵視。こういう感覚を持っている中で、皆さん方は、沖縄県は、これからどのように考えていくか、大きな問題だと思っていますよ。これが本当に平和学習なのかとなりますよ。これ全国どこ行っても今報道ベースで、文科省もそうだけれども、皆さん方これからのこの平和学習の位置づけってどうなることかと今議論始まっていますよ。沖縄県で起きた問題なのに。我々県議会もそうだけれど、県庁の職員の皆さん方もね、本当にこれが重要な案件なのかというのは我々もっと考えないといけないと思っていますよ。我々はね、これ整理しないとイケないと思っていますよ。

それとね、遺族の投稿の中で、ヘリ基地反対協議会の関係者が、思いはきつとこんな無謀な工事は止めてくれという意味で辺野古に来たと思う。この修学旅行の子どもたちはそう言っているって、自分たちで決め打ちしているんですよ。それをね、発言に対して、この親御さんはね、到底許容できませんと述べているんですよ。これ私はかなり重いと思っていますよ。県としてこういう発言は、活動の実態を把握していたのかなと思いますよ。そしてその結果を、それを容認してきたのではないかなと思っていますよ。

ここはね、さらに言えば、今回の話に限った話ではないですよ。2014年、先ほど言いましたように辺野古での抗議活動に関連する死亡事故。そして安和栈橋での警備員の死亡事故。こうした流れを見たときに、危険を伴う抗議活動が繰り返されてきたのは事実なんですよ。

だから私も前回も言いましたけれども、我々県議会議員も 県庁の職員も、この抗議活動の基地に対するこの反対の抗議者の皆さん方に、何かせき止めるようなことを発言をしたら、我々は反県民、我々悪党みたいにみなされるから、腫れ物に触るようで、深掘りして討論できないんだよ、お互い。皆さん方もね、足を固められているようにね、この問題はね、一歩も二歩も踏み込もうとしない。ここを触ることによってね、大変なことが起きる。そういう考えしか持っていないと思っていますよ。安和栈橋でも亡くなった。それなのにいまだに、1年半過ぎているのにガードレール設置すらしない。県の判断でできることなのに。

今回の辺野古の転覆問題も、まさしく同じことをしないようにするのであれば、辺野古の海上抗議活動を絶対させないという県の判断が必要なんですよ。

ましてや修学旅行の視察なんてナンセンスですよ。絶対にさせない。これはね、担当部署として、文化観光や教育委員会が判断できませんよ、公室長。公室長が新しく来たからあれですけど、もともとそういった関係の部署にいたから分かると思いますけれども。ここは、県として知事を先頭にまた同じこと起きますよ。こういったことを考えれば、辺野古の反対活動も安和栈橋の活動も同じメンバーが動いていると分かったではないですか、本に書かれたんだから。これ一連しているんですよ。ここにね、我々ね、手を突っ込むことができない。ましてや反対の抗議船も、のこの子どもたち乗せてね、ここが大変なんですってことをすること自体おかしい話ですよ。

ここはね、ぜひとも私が非常に言いたいのは、これ簡単に、うろうろ野放しさせられませんよ。追悼も含めて落ち着いたら抗議活動再開する、こんなあほな話ないですよ。抗議活動するのは自由かもしれませんが、一般人を巻き込んで死亡事故起こしているんだよ、何回も。安和栈橋も人が亡くなっているのに、この飛び込んだ人、英雄扱いしたじゃないか、マスコミは。今回もこういった形で、子どもが亡くなってもいるのに、思いはきっとこんな無謀な工事を止めてくれという意味で辺野古に来たと思う、冗談ではないですよ。こんなことをね、我々自体が態度を変えないといけませんよ。駄目なものは駄目と、はっきり言うことだと思っていますよ。我々は、私たちはそう思っている。

だからここは県も、しっかりとですね、今回の事故をどれだけ重いということを考えてもらわないとね、大変ですよ、この親御さんの思いは。本当にこの反対派抗議船に乗るために、この船に乗ったのかって、向こうも疑問ですよ。本当に青い海、青い空、サンゴ礁を見るためだけに乗ってしまったのか。ここに道連れに、抗議船という形でやったと言われるような形になりますよ。これそうではないと思っていますよ。

これしっかり、これ大切に我々は、この問題を本当に見つめてね、どうするかを判断しないといけないと思っていますよ。これは私は政争の具にしてはいけないと思っていますよ。しかしね、あからさまにこの抗議活動が前面に出てね、こういった形で道連れに向かうのは大変なことだと思っていますよ。

私が思うには、この再発防止というのであれば、まさしく今、まずこの問題をクリアするためには、辺野古の転覆事故というのを二度とさせないためにも、抗議活動もさせない。ましてやそれにリンクして、この抗議船に乗って修学旅行の視察はさせないという、これは県の判断できませんか、公室長。まず一つ一つクリアするしかないよ。どうですか。

○多良間一弘知事公室長　まず一つ一つお答えしていきたいと思いますけれども

も。

まず、抗議活動というものは、いろいろな安全とか安心といったものが十分に確保された上で、憲法の表現の自由の下に行われる必要があるというふうに考えております。

次に、この平和学習という部分についても、いろいろ海上でいろいろ活動するという話においては、海上だけに限りませんが、これもこういった安全・安心というものがまず確保された上で、しっかりと行われる必要があると思います。

これに関して、今回の事故に関しましては、今この事故原因とかが捜査中ということですが、そういった原因がはつきりしましたら、それに向けての安全・安心に向けた再発防止というものがしっかり取られる必要があると考えております。

もう一点議論になっているのは、この平和学習とか平和教育の中身かなというふうに捉えております。

これについては、いろいろ教育庁、それから文化観光スポーツ部からもありましたけれども、中立性をいかに保っていくかということが大事だと思っております。

平和学習、平和教育の中身とは、生徒さんがあるいは平和学習を受講される方が、様々な考え、いろいろな考えを聞いて、それで自分の考えをどういう形で持っていくかということですので、そういった情報が、様々な提供される必要があるのかなというふうに考えております。

そういったことを踏まえながら、それぞれの担当する部局のところ、平和学習、あるいは平和教育の中身というものが、今後検討されていく必要があるというふうに考えております。

○島袋大委員 もう締めますけれど、まさしくこの辺野古転覆事故、まずここからクリアしましょうや。この対応をどうするかですよ。落ち着いたらまた抗議活動も起こす、また同じように修学旅行を受け入れますよ、これ。学校側と調整してまたやりますよ、絶対。これ二度と行わせないためにはどうすべきかということで、歯止めをかけないといけないんですよ、我々は。まずこのエリアからまずクリアするしかないですよ。

それで、先ほど知事公室長が言った、平和学習についての在り方は教育委員会や、文化観光スポーツ部で議論すればいい話ですよ。まずは、この辺野古の転覆事故の問題を二度と起きないように再発防止するためには、県はどんな判断をするかですよ。まずここが大事だと思っていますから、ぜひともですね、

ここはしっかりと議論していただきたいなと思っていますし、私は先ほど言ったように、毎度毎度これ、今回こういった目に見える形ですね、大変もう悲しい事故が起きましたけれども、この辺野古漁港を含めて、管理者は名護市役所と言っていますけれども、この辺野古漁港の皆さん方の意見も私は聞くべきだと思っていますよ。県はこういった形で判断していますが、地元はもっと大変な話があるかもしれませんよ。

ここは委員会でそういった形できるか分かりませんが、委員長。その辺も含めてね、私は議論する余地もあるかなと思っています。その辺の判断も、一つ一つまずはクリアしなくちゃいけないと思っていますから、共にこの辺はお互い議論をしながら、本当に報われるような形でやっていかないとはいえないと思っていますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 答弁はいいですか。

○島袋大委員 はい。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑ありませんか。
島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 それでは質疑をさせていただきます。

今回、辺野古沖で発生した抗議船の転覆事故により、船長、そして高校生が亡くなるという本当に痛ましい事故が発生したのは皆さん御案内のとおりであります。そしてこの抗議船の操船者や関係者について、特定の政党関係者や県内外の有識者もいるとの指摘が報道機関、いろいろその情報があります。さらには、この船にはこの政党関係者、県内外の。そして有識者、マスコミを含めて乗船をしたという、これははっきりとしております。このようなですね、抗議船に乗っての主体的な活動、あるいはこの関係団体の実態を皆さんはこれまで県として把握していたのかどうか、お伺いいたします。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 辺野古新基地建設の工事が進められている現場、あるいはその周辺において、様々な個人や団体が、それぞれの考えに基づき、抗議活動を行っていることは承知しておりますが、県として抗議活動を行っているその団体の実態等について把握はしておりません。

○島尻忠明委員 いや、ですから、私が申し上げた特定の県内外の政党。そして県内の有識者、あるいはマスコミ等々も乗船をしているという話がありますが、そういう話は聞いておりますかも聞いていますから、答弁をお願いいたします。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 最近のマスコミ報道で、そういうこともあったということは承知しております。

○島尻忠明委員 はい、なかなか県内マスコミでは出ない、ユーチューブ等で、いろいろ関係者が、その時々の方が投稿したやつもありますので、出ておりますので、これは間違いなく本人が投稿しているこの政党関係者もいますので、それはそういう主体的な関係団体の中だというふうに、私は推察をしております。

そこで、この辺野古周辺では、先ほどから議論がありますけれど、海上活動が長年行われております。そして、この抗議船の運営主体や、関係団体の政治的立場について、皆さんは、そういうことは認識をして乗船もしていたというふうに、私は、どのような認識があったのかどうか確認はできておりませんが、皆さんは県として、どういう思いで乗っていたかということが、もし答弁できるのであれば、いただきたいと思います。これ長年にわたってやっていますからね、この行動は。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 委員御発言のような行動が行われているという、そういう事実については、報道等でも承知しておりますが、先ほど述べましたとおり、抗議活動を行っているその団体の実態、あるいはその政治的な立場、そういったものを含めて、実態を調査するなどによって把握しているということはこれまでございません。

○島尻忠明委員 これまでもいろいろな質疑応答の中で、やはり、この平和学習の名の下で、本来であれば政治的中立性をしっかりと順守をしなければいけない。しかし、先ほど来から皆さんの答弁を聞いておりますと、もちろん当事者ではありませんが、その、船の上で、どういった講話というんですかね、いろいろなお話をされていたかというのは、なかなか答えられないと思うんですけれど、ただ、これまでも朝からの議論、また、いろいろな昨今の情報等々の中から、間違いなく、そこを運営しているへり何とか協議会の主な部分は、そういう活動の中ですので、その中立性を保たれていたのかなというふうに、

私は思いがあるんですけど。

皆さんは、このいろいろな環境に、いろいろな討議の中で、本当に中立的な立場で、平和学習が行われていたということについて、皆さんはどう考えますか。本当に中立的な平和学習ができたと思いますか。これ、文化観光スポーツ部、教育委員会からも、両方から答弁をいただきたいと思います。

○親富祖英二観光振興課長 平和学習につきましてなんですけれども、修学旅行で実施しています平和学習については、もちろん学校の選択にもよるんですけど、様々な主体によって、多様なメニューが提供されています。この多様な、非常にたくさんの選択肢があるのも、沖縄観光の魅力の一つだとは承知しておりますけれども、その在り方について、文化観光スポーツ部のほうでこうあるべきだということの定義まではしていないところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員より再度質問趣旨の説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

親富祖英二観光振興課長。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

今回のこの事故における平和活動といいますか、乗船活動の中で、こういった説明があったりとか、先ほどから申し上げているように承知はしていないので、こういったものがあったかというところは、明確に申し上げられないところなんですけれども。先ほどからお話が出ている文部科学省の通知というのは、趣旨としてこれまでも話になっていて、そのような適用を受ける中で、学校が選択した、平和学習……。

○島尻忠明委員 委員長、これ聞いてない。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員より、質問趣旨に沿った答弁をするよう指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

親富祖英二観光振興課長。

○親富祖英二観光振興課長 失礼いたしました。

お答えいたします。

現時点においては、どのような話がなされていたのか承知しておりませんので、判断はできかねると思っております。

以上です。

○屋良淳県立学校教育課長 教育委員会としましても、4月14日昨日の時点で、文部科学大臣のほうから安全確保に向けた……。

○島尻忠明委員 委員長、これ、聞いてないと言っているでしょ。

この船の上でどういう中立的な話ができたとおもいますかと聞いていますから、そのとおり答弁すればいいんですよ。

○屋良淳県立学校教育課長 現時点で詳細の調査が進んでいる最中ということですので、県教育委員会の立場としてはお答えができません。

○島尻忠明委員 当該団体ですね、いろいろな本も、我々も読ませていただきましたが、自らのこの活動、非暴力、違法でないものであると再三説明をして、その下で抗議活動しているということを述べております。

この辺野古関連の抗議活動においては、これまで、逮捕者が出ているという事実もあるというふうに聞いております。

そこで今日は県警のほうも来ておりますのでお伺いいたします。これまで辺野古における抗議活動、いろいろなこの今回のこの海上も含めて、関連して、逮捕者数について、県警はどのように把握しておりますか。

○前堂也寸志警備部参事官警備第一課長事務取扱 お答えいたします。

普天間飛行場移設工事などに伴い、平成27年から令和7年までの間に156件、延べ162人を刑法犯または道路交通法違反などで検挙をしております。

この数については、逮捕したものもいれば、不拘束、在宅で検挙したものも含まれております。

この検挙件数は、辺野古キャンプシュワブ周辺における検挙数が多いんです。

が、その件数のほか、名護市の安和港周辺、本部町塩川港周辺、東村の北部訓練場周辺、宜野湾市の普天間飛行場周辺などを含むものとなっております。また検挙者数の中には、抗議活動参加者のほかにも、工事関係者なども含まれる数字となっております。なお、海上での抗議活動の検挙数については承知しておりません。

以上です。

○島尻忠明委員 海上保安庁でありますので、これは、後日また招致できれば、そこで聞きたいというふうに思っております。

先ほど申し上げたように錦の御旗で、我々は非暴力でということをやっているんですけど。これだけの逮捕者も出ているわけですから、この辺は私はしっかりと押さえておきたいというふうに思います。

それと、この座込みによって、これはシュワブ前とか、いろいろなフェンスにいろいろなものをかけたりとか、そういういろいろなたくさんの人が座込みをしております。これは県の管理するところだと思いますので、こういった方々の衛生面、いわゆるいろいろな我々がコロナ禍でいろいろな衛生面についても、難渋な面も見てきております。いろいろな衛生面も含めて、皆さん県としてあの場所を見て、どう考えていますか。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 申し訳ございません。抗議活動の実態については、我々も把握しておりませんので、委員御質問のその衛生面の状況についても承知しておりません。

○島尻忠明委員 これはね、では次回にそこら辺も呼びますので、皆さん、この辺野古基地対策課ですか。そのいろいろなフェンスに掲げているものとか、あるいは座り込んでいるもの、衛生面も含めて、これどこが所管しますか。もし分かれば答弁いただきたい。なぜなら、次はその方々を、呼んで聞きたいと思いますので。皆さんの辺野古基地対策と全く関係ないならいいです。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 すみません。

我々のほうでは特に所管しているということではないんですけども。

もしかしたら不正確なのかもしれませんが、あの一帯は国道になりますので、北部の国道管理事務所、あちらのほうがそういった管理を行っているというふうに承知しております。

○島尻忠明委員 衛生面は県でしょ。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 すみません。

衛生的な面を含めて、例えばトイレとか、そういうところの設置云々は、もし、その今言われている場所でどのようにということであれば、管理しているのは、先ほどと繰り返しになりますが、北部の国道管理事務所になりますが、その衛生面でということかというと、庁内にも衛生関係の部門というのはあるんですけれども、直接承知しているかどうかというのは分かりかねます。

○島尻忠明委員 私が言いたいのは、これ警察も、私は責任あると思います。海上保安庁も、そして国も県も。これ、これだけいろいろな逮捕者も出るし、いろいろな諸問題もある中で、これは黙って見過ごす結果が、今回のこの事故に、私はなっているというふうに思っております。先ほどの抗議船の件もそうです。普通ですね、これ止めていれば、安和の件でもなんとか防げたと思うんですよ。これ、ないがしろにしているから。

そこで、私はこれ、先ほど言った警察、そして海上保安庁、そして、国道を管理している国道事務所、そして衛生面を含めて、大変ですよ、あそこは。そんな人口がいるわけではない、この衛生面で何か起こったらどうするんですか。これ全部、我々県議会の委員としても、そこをしっかりと追及していなかったというのも、本当にじくじたる思いがあるんですけれど。先ほど、我々の会派からもありました。県もですね、腫れ物に触るようにやってきた結果が、私、今回の事故だって、本当に、まさしく人災ですよ、これ。我々、もうちょっとしっかりと対応していれば、将来夢のある——、まあ船長さんもおります。また、特に沖縄に来た皆さんが、修学旅行でよく言われますよ。新婚旅行で来るかもしれない、また観光のリピーターの最初の走りですよ。そこでこんなこと起きる、もう47都道府県も影響受けていますよ。我が沖縄県だけの問題ではないですよ、これ。

だから、私はこの辺も含めて、ぜひ次回は、こういう関係者も呼んで、海保も呼べるのなら呼んで、今言っているこの衛生担当も呼んで、全部網羅してやらないと、本当に、もう一度事故が起きてもおかしくないなというふうに思っております。

そこで、この日は、3月16日波浪注意報出ていたといいます。それでも、船長の判断で出したということなんですけれど、普通ですね、波浪注意報、海保も注意してですね、私は軽々に、これ乗せてというのは、この関係者、本当

に命を軽く見ていると思います。

なぜなら、私が生まれたところは高校がなくて、3年間船で通いました。波浪注意報が出たら船出せませんでした。中学校のときは、先生方も、宮古本島から来るから、年に何回か、波浪注意報で船来ません。それほど、注意を払うんですよ。

やはり海を知っている人は、しっかりと海をですね——本当に、膝くらいの海水でも人は溺れるんですよ。ですから、私は船長の判断と言っではいるんですけど、本当にですね、命を軽々に考えて船を出したというふうに、私の実体験からもう本当に思いますよ。絶対、波浪注意報で船出しませんよ。だから、先ほど言っているように、いろいろな抗議活動の中で、海保も注意してなかなか聞いてくれない。それが、ああいう結果になったというふうに、この点から私は考えます。

それに、引率の先生方が乗ってなかったものですね、あまり私が深掘りするかもしれませんが、私が考えたら、政治的中立性、この先生が何回もちょっと乗ったこともあるという話も聞きますけれど。冒頭申し上げたように、その中で僕は間違いなく政治的中立性のもので、ちょっと離れるような話もやっているのかなと。その辺も含めて、僕は引率の先生方も乗らなかったのか本当に疑いたくなりますよ。

いろいろなことこれ要素をはらんでいるんですよ。その中の犠牲になったのは、本当にこれから将来ある若い生命、そして、今までもこの船長さんも、思想・信条は違うんですけど、やはり思いがあって活動してきた。この方々の命を奪ったんですよ。皆さん、言葉を選ばずに言うと誠意の全くない答弁ですよ。朝から聞いていて、人ごとですよ。

もうちょっと関係者を集めて話も聞くくらいしてもらわないと、私はちよっと違うなというふうに思っております。

そして、これ教育委員会に聞きます。この船に乗るときに、最初にこのヘリ基地協ですか、その船長さんたちは金はもらってないという話をしたんですけど、学校側はしっかりと、金額は申し上げませんがお渡しをしたということであります。

観光でもいいですよ。教育委員会でも。我々も修学旅行の経験しておりますけれど、そういったお願いをする、あるいは入館する、これちゃんと親御さんから徴収するんですよ。今でも、もし分かれば、平和学習でも何でもいい観光でもいいですが、例えば入るときには、そういったありますよね。美術館があつたりとかいろいろなメニューがあつたみたいですけど、そこもしっかりと入館料とか払っているということで、もし分かれば答弁をいただきたいと思

います。

○親富祖英二観光振興課長 お答えいたします。

一般的な話としましては、修学旅行、旅行として手配しておりますので、入館料がかかるところは入館料が必要になってくるものと認識しております。

以上です。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

教育委員会が、沖縄県の小中高校で修学旅行で派遣する際にも、同じく、例えば何かの施設に入る場合の入館料等については、その修学旅行の費用の中に入れて親御さんから徴収するというのがあります。

以上です。

○島尻忠明委員 まさしくそのとおりですよ。それをですね、カンパでしたって。カンパで調べたら、カンパは、労組、市民運動など特定の活動を支えるための任意の資金カンパを指すことが多いと書いてあるんですよ。だから、先ほども、ほかの委員からはありましたけれど、この子どもたちに本当に、その、抗議活動を支えるということで、ちゃんと理解をさせて、親御さんはその入館料として出しているのに、何でそこからそこに入れない、お金に色はありませんけれど、なんで変わるんですか、看板が。こんなことを堂々とお話すること自体、本当にちょっとおかしいと思うんですよ。

さらにはですね、これは、寄附の特定行為でもできませんって書いてあります。だから、これ、申告もしないといけないんです。本来なら国交省の許可ももらってない。いろいろなこともない。本当に、無法地帯ですよ。これまで、よくこんな活動が許されているのかなと思いますよ。このことを鑑みて、公室長どう思いますか。これ、今言っているように、カンパでもない。さっき言ったように、親御さんは、自分の子どもたちが、そういう思いで行ったのではないというのがこれ、このお金かなと思って、カンパにすり替わって、これをカンパですから、申告も何にもしていない。申告しなさいと書いてあるんですよ。こういう団体がよく、これまで活動してきたなと思いますけれど、どう思います、この辺。

○多良間一弘知事公室長 今、委員のほうからいろいろ御指摘がございましたが、今こういったものにつきましては、海上保安庁において捜査がなされているものというふうに考えておりまして、また、沖縄総合事務局のほうにおきま

しても、この運航団体の事実関係の確認、こういった運航実態の把握が進められているものというふうに承知しております。

○島尻忠明委員 これは、時期が来たらまた、明らかに、捜査の行方を見たいと思っております。

それとですね、よく我々が、いろいろな飛行機とか船に乗るとき、保険に入るんですよ。これは、学校側が直接といっているんですけど。普通でしたら船に乗りますから、保険とか、いろいろなのがありますよ。説明もあるはずなんです。全くこれはなくて、ですから保険もかかってないという話ですけどね、私が受けた情報では。その後どうなっているか分からないけれど。こんな初歩的なこともできていないんですよ。

それに、スカートで、船に乗せるんですよ。こんなことってあり得ますか。よくこれで平和学習と言えますよ。我々、海で育っても、ああいう、岩はですね、触るだけで、切れるんですよ。よっぽど海を甘く見ているのか。それとも、それくらいしか認識がなかったのか。普通、スカートの子もたちを船に乗せるって、本当に……。私は最初の乗せる段階から、全く……。これ学校側もあります。もちろん行った先生方もありますが、今までそのままにしていた、さっき言った関係している団体、我々も含めて大変反省をしないといけないと思っております。

それとですね、ダイビング業者、今大変困惑しているんですよ。ダイビングの皆さんとこの事故とは、全く関係ないんですよ。この件について、どう考えますか。文化観光スポーツ部。一緒だと思います。

○大城清剛観光政策統括監 修学旅行推進協議会の中でも、マリンス事業者の方がいらっしゃいまして、この事故の後、二週間ほどたっていましたけれど、様々な問合せが、本当に安全なのかどうかということですね。その度に事業者の方は、我々はきちんとルールに従ってやっていると、ライフジャケットもつけますし、水難救助員の方も配置して、かつ連絡対策しっかりとっていると説明をして、御理解いただいているという説明があったかと思います。

○島尻忠明委員 はい、今、答弁であったとおりのなんです。ですから、しっかりしている皆さんにも、迷惑がかかっているんですよ。今、答弁でありましたように、多くの問合せがあるそうです。私からすると、これ本当に巻き込まれ事故ですよ。全くこれと関係ないですよ。こういうものがあるから、観光立県沖縄の、いろいろなところで、いろいろな被害が、懸念が出てくるんですよ。

ですから皆さん、今答弁あったとおり、これとこれは別ですよと、しっかりこの協議会の皆さんにも話をするし、そして、いろいろな方々が問合せがあっても、しっかりとアナウンスをする。これを努めていただきたいと思いますですが、いかがですか。

○大城清剛観光政策統括監 おっしゃるとおり、しっかりと周知して、沖縄の観光のほうもしっかりアピールしていきたいと思っております。

○島尻忠明委員 それとほかの委員からもありましたからあれですけど、我々も含めて知事も選挙公約を掲げて当選をしますしますので、やっぱり当選してきて玉城デニー知事、いろいろな平和行政に力を入れているのはよく分かります。

私も総務企画委員会に席を置いておりますので、いろいろなこの平和何とかんとかって、公室とか、教育委員会の部分で結構出てくるんですよね。

前回も総務企画委員会で、あまりにも分散しているから一つにしたらとか、そういう話もほかの委員からもありました。ですから、それはそれで、選挙で掲げてしっかりきていますので、その辺をしっかり分類をして、やっぱり平和学習とかであれば、しっかり教育委員会に集約していただきたいというふうに思っております。

そして、知事が今回の件で、先日会見を行っております。平和学習といった特定の活動に対しての、平和教育はないものと考えているし、教育委員会は政治的中立性をしっかり確保した上での平和学習であると言っている。知事は教育に、このような発言をしているもの、会見をしているものを聞くとですね、私はこれ政治が介入しているのかなと思われかねないと思うんですよ。この教育委員会のことまでですね。越権行為、これ政治的中立性とかですね——。私はこれは、知事の教育への政治介入だというふうに私は受け止めました。

ぜひ、今日は、知事も来ておりません、教育長も来ておりませんが、私はもし公室長が答弁できるのであれば。この件について私はそうと思いますが、まず、知事部局として、どう思うのか。しっかりと教育委員会が平和学習は主としてやるべきものだと思っております。ましてや、この事故が起きてこのような会見をする。私はこの辺もいかななものかと思いますが、もし答弁いただけるのであれば、公室長からいただきたいと思えます。

○多良間一弘知事公室長 今の質問の件は、先週4月10日の定例会見での発言だと思っておりますが、あの際は、記者からの質問におきまして、県教育庁

の平和学習ポータルサイトで示されている平和教育の基本的考え方、これに対してこの平和学習というものに該当するかというような形での質問に対してお答えしたものでございました。

その際、知事のほうは、この同志社国際高校がどのような考えの下で平和学習を行っているのかということについては、この県の立場から答えるのは難しいということを説明した上で、安全性を確保した上で、生徒の考えや議論が深まるような様々な見解を提示し、現地を視察することによって、活動の趣旨、目的、安全性、中立性が確保された上での教育の一環であるという考え方は共通していると思う、という形で述べたものというふうに承知しております。

○島尻忠明委員 これ知事が話した件ですので、知事に、機会があれば、質問などでやっていきたいなというふうに思っております。

ぜひですね、いろいろな意見がありますが、全く今日のこの中でも、私も結果は出てないし、全く、この親御さん、また、船長さん、いろいろな関係者に対してもですね、私は納得できた議論ではないというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、本当に、ちょっと近い部分でやっておけば、この事故はなかったと思っております。それがずるずるずるずる来て、本当にその間、この船もそれだけのしっかりとした、船の認証ですか、車は車検とかいうんですけれど、そういったものもない。いろいろなことが重なり重なって、本当に、もうこれは人災です。これ我々が防げなかった。本当に猛省しなければいけないと思っております。

ぜひ公室長、今日は、公室長通してのあれですけど、次回は、ぜひ海保も、またあるいは細かく教育庁も含めて、私は、委員長、網羅をしてやらないと、これ沖縄県の観光立県、揺ぎますよ。さっきも言ったように、一生懸命真面目に頑張って、法整備もして、そして、諸条件も整えて頑張っているダイビングの皆さん。これからが本番ですよ、夏に向けて。いろいろな問合せがあつてですね、この中で、もしキャンセルなんか出たら、もう目も当てられませんよ。

ですから、先ほどうちの会派の委員からもありましたけれど、しっかりとした委員会をつくるなり、これがかなわなければ、いろいろな方法で、私は精査していくべきだと思っておりますので、ぜひ取り計らいも、時期が来ればやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、辺野古沖の船転覆事故についてに対する質疑を終結いたします。

休憩する前に、多良間公室長、先ほど休憩中にちょっとお願いした3月19日の常任委員会の際に、徳田委員から職員の乗船のあれがあるかということをもとめてと思って持ち帰ったと思いますので、その件について答弁をお願いします。

出井航辺野古新基地建設問題対策課長。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長 前回の委員会の中で職員の抗議船への乗船状況はどうなっているのかと、公務における乗船状況ということで御質問がありました。その際ちょっと把握していないというふうにお答えして、持ち帰り、我々のほうで調査しました。調査対象としては、公務で抗議船に乗って、そういう現場に行く可能性がある課は、当課、辺野古新基地建設問題対策課の職員が該当するというふうに思われますので、我々、歴代の班長を通して職員に、そういう抗議船に乗って現場等、公務で行ったことがあるかということを確認したところ、いずれもそういったことは無いということで確認ができませんでした。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 最後に宮里委員から要求がありました資料請求の件、確認したいと思います。コンベンションビューローの修学旅行ナビにアドバイザーとして登録されている方のいろいろな報告書、それからいろいろな提出書類ですね。しっかり提出を求めていますのでよろしくお願いします。

○宮里洋史委員 三役も含めてというところのことだったんですけれど、職員というのは三役もということですのでよろしいですか。

○西銘啓史郎委員長 前回、溜さんのときの答弁でないと言って、溜さん自身もないとおっしゃっていたと記憶しております。

いいですか。

では今資料の提出については要求確認ということでお願いいたします。

休憩いたします。
説明員の皆さん、御苦勞さまでした。
どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
以上で、予定の議題は終了いたしました。
委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎